

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の構成.....	2
4 計画の期間.....	3
5 国、県の動向.....	4
第2章 本市の教育の現状.....	7
1 人口.....	7
2 学校教育.....	11
3 現状を踏まえた課題.....	22
第3章 基本構想と施策体系.....	25
1 基本理念.....	25
2 期待される役割.....	26
3 基本目標.....	27
4 施策体系.....	29
第4章 基本計画.....	30
1 特色ある教育の推進.....	30
2 自ら学ぶ力を育む教育の推進.....	37
3 豊かな心を育む教育の推進.....	45
4 健やかな身体を育む教育の推進.....	51
5 郷土愛を育む教育の推進.....	55
6 まちぐるみの教育の推進.....	57
資料編.....	60
1 社会教育に関する現状データ.....	60
2 社会体育に関する現状データ.....	63
3 文化財保護に関する現状データ.....	66
4 計画策定経過.....	70
5 諮問・答申.....	71
6 鳴門市教育振興計画審議会運営要綱.....	72
7 鳴門市教育振興計画審議会委員一覧.....	73
8 パブリックコメント結果.....	74

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国においては、少子高齢化の急速な進行、核家族や一人親世帯の増加等の家族形態の変化、高度情報通信社会の到来、グローバル化の進展による世界情勢の急速な変化、価値観の多様化、環境問題や貧困問題の顕在化、地域間の格差の広がり、社会における安全・安心の確保等、様々な課題が生じています。こうしたなか、子どもたちが心豊かに学ぶことができ、すべての人が生涯にわたって、自由に学習機会を選択して学ぶことができる学習環境の整備が求められています。

国においては、平成18年に「教育基本法」が改正され、教育の目標や新しい時代の教育の基本理念が示されました。これを受けて平成20年に「教育振興基本計画」が策定され、「教育基本法」に示された基本理念の実現に向けた基本方向が定められました。さらに、平成25年にはその後の社会情勢の変化等を踏まえた「第2期教育振興基本計画」が策定され、国では教育改革を最重要課題のひとつとして取組が進められています。

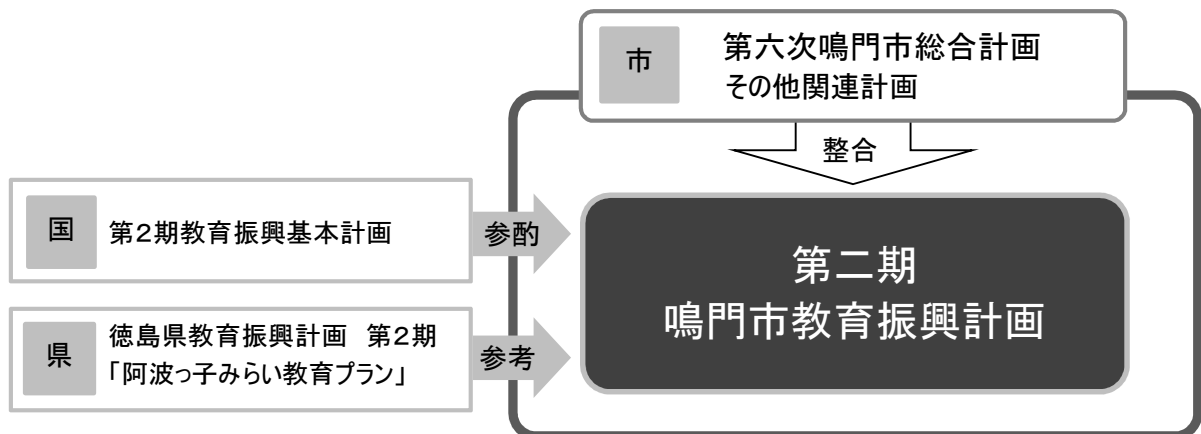
また県においても、改正教育基本法に基づき、平成25年に「徳島県教育振興計画 第2期～阿波っ子みらい教育プラン～」が策定され、県の将来を支え、発展させていく人づくりに向けた取組が進められています。

本市では、平成18年3月に「鳴門市教育振興計画基本構想」を、平成19年1月には「鳴門市教育振興計画基本計画」を策定し、「郷土を愛し思いやりに満ちた次代を担うひとづくり」を基本目標に、各種教育施策を進めてきました。

現在の計画を策定して以降の社会情勢の変化に適切に対応するとともに、これまでの教育施策や様々な地域活動、国・県の動向を踏まえ、今後本市がめざすべき教育目標を明らかにするとともに、家庭、学校、地域、行政等すべての主体が連携しながら、目標を共有し、その達成に向けた取組を推進するため、「第二期鳴門市教育振興計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「教育基本法」第17条第2項に基づき本市が定める、教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。また、本計画は「第六次鳴門市総合計画」に対応する教育分野の個別計画としての性格を有しています。



3 計画の構成

本計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成します。

■基本構想

「基本構想」は、教育の基本理念、基本目標と、目標を達成するために必要な施策を示したものです。

■基本計画

「基本計画」は、基本構想で定めた基本目標や施策の基本方向に基づき、その実現に向けて基本方針と個別施策を体系化したものです。

なお、基本計画に基づき、個別施策の計画的・効率的な事業の進捗を図るため、必要に応じて実施計画を策定するものとします。

4 計画の期間

本計画の「基本構想」は、平成 28 年(2016 年)度を初年度とし、平成 37 年(2025 年)度を目標年度とする 10 年間の計画とします。

「基本計画」は、基本構想と同様に 10 年間の計画としますが、社会情勢や教育環境の変化等を考慮し、おおむね 5 年で計画の見直しを図ります。

		(年度)													
		平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	平成 32	平成 33	平成 34	平成 35	平成 36	平成 37
国		第 2 期教育振興基本計画													
県		徳島県教育振興計画 第 2 期 「阿波っ子みらい教育プラン」													
市		第六次鳴門市総合計画 前期				第六次鳴門市総合計画 後期									
		鳴門市教育振興計画 基本計画 (平成 18~27)				第二期鳴門市教育振興計画									
						【基本構想】※10 年									
					【基本計画】※おおむね 5 年で見直し										

5 国、県の動向

(1) 国の動向

① 教育基本法の改正

昭和 22 年制定の「教育基本法」を約 60 年の時を経て初めて全面改正し、教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めた新たな「教育基本法」が平成 18 年 12 月に施行されました。この法律では、生涯学習の理念や家庭教育、学校、家庭、地域との連携協力、国及び地方公共団体の責務等を盛り込むとともに、「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育振興基本計画を定めるよう努めること」と規定しました。

② 教育関係法の改正

「教育基本法」の改正を受け、平成 19 年 6 月には「学校教育法」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、「教育職員免許法」及び「教育公務員特例法」の教育関係法を改正しました。また、平成 26 年 6 月には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」を公布し、平成 27 年 4 月から施行しています。

【学校教育法の改正】

改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標の見直し。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正】

教育における国、教育委員会、学校の責任を明確にし、保護者が安心して子どもを学校に預けうる体制を構築。

【教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正】

教員免許更新制を導入し、あわせて指導が不適切な教員の人事管理を厳格化し、教員に対する信頼を確立する仕組みの構築。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正】

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直し。

③ 学習指導要領の改訂・全面实施、次期改訂の方向性

平成 20 年に学習指導要領を改訂し、新学習指導要領では、児童生徒に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く育成することを通じて、変化の激しいこれからの社会を「生きる力」をより一層育み、生涯にわたり学習する基盤を培うこと等を示しています。

教育内容に関する主な改善事項では、言語活動、理数教育、伝統や文化に関する教育、体験活動、道徳教育、外国語教育の充実や、社会変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき学習内容（情報教育、環境教育、ものづくり、キャリア教育等）を示しました。

また、平成27年8月には、中央教育審議会・教育課程企画特別部会において、次期学習指導要領の改訂を見据えた論点整理がとりまとめられました。この論点整理では、育成すべき資質・能力の三つの柱を踏まえた日本版カリキュラム・デザインのための概念として、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び、いわゆる「アクティブ・ラーニング」と、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくのかという「カリキュラム・マネジメント」が取り上げられました。

④ 社会教育関連三法の改正

「教育基本法」の改正を受け、社会教育行政の体制の整備を図るため、平成20年には「社会教育法」、「図書館法」及び「博物館法」の一部改正を行いました。

具体的には、教育委員会の事務として、地域住民等の学習成果を生かした学校・社会教育施設等での活動機会の提供、児童生徒に対する放課後・休日に学校等を利用した学習機会の提供に関する規定を整備しました。また、社会教育施設の運営状況に関する評価及び改善、地域住民等に対する情報提供に努めることとしました。さらに、専門職員の資質の向上と資格要件の見直しを行いました。

⑤ スポーツ基本法の制定とスポーツ基本計画の策定

50年ぶりに「スポーツ振興法」を全面改正し、平成23年8月に「スポーツ基本法」を制定しました。

平成24年3月には、「スポーツ基本法」の基本理念を具体化するため、「スポーツ基本計画」を策定しました。「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、「子どものスポーツ機会の充実」、「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」、「住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」等の課題ごとに政策目標を設定しました。

⑥ 国の第2期教育振興基本計画

国では、平成25年度から29年度までを計画期間とする「第2期教育振興基本計画」を策定し、中央教育審議会の答申に基づき平成25年6月14日に閣議決定しました。この計画においては、4つの基本的方向性（①社会を生き抜く力の養成、②未来への飛躍を実現する人材の養成、③学びのセーフティネットの構築、④絆づくりと活力あるコミュニティの形成）を位置づけるとともに、「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築をめざしています。

⑦ その他、関連する法案、取組等

平成 24 年 8 月には、就学前の子どもに対する教育の視点も盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が参議院本会議で可決・成立しました。幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された以下の 3 つの法律を「子ども・子育て関連 3 法」と呼んでいます。

- ◆子ども・子育て支援法
- ◆認定こども園法の一部改正法
- ◆子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

平成 25 年 1 月からは教育再生実行会議を開催し、第一次提言「いじめの問題等への対応について」にはじまり、平成 27 年 7 月には第八次提言「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について」をまとめました。

また、学校のいじめ問題が深刻化するなか、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が成立しました。

(2) 県の動向

県では、「地域とともに、新たな価値を創造し、未来を切り拓く人を育てます」「郷土への誇りと国際的な視野を持ち、社会に貢献する人を育てます」の 2 つを基本理念に掲げ、子どもの教育を取り巻く課題を解決するため、様々な施策に取り組んでいます。

徳島県教育振興計画 第 2 期「阿波っ子みらい教育プラン」

●基本理念

- ・地域とともに、新たな価値を創造し、未来を切り拓く人を育てます
- ・郷土への誇りと国際的な視野を持ち、社会に貢献する人を育てます

●基本目標

とくしまの教育力を結集し、未来を創造する、たくましい人づくり
～県民とともに考え、ともに育むオンリーワン教育の実現～

●基本方針

- 1 新たな価値を創り出し、未来へ飛躍する人を育てる教育の実現
- 2 知・徳・体の調和がとれ、社会を生き抜く力を育てる教育の実現
- 3 人権を尊重し、社会全体で取り組む教育の実現
- 4 夢と希望に向かって学び続ける教育の実現
- 5 安全・安心で魅力あふれる教育の実現

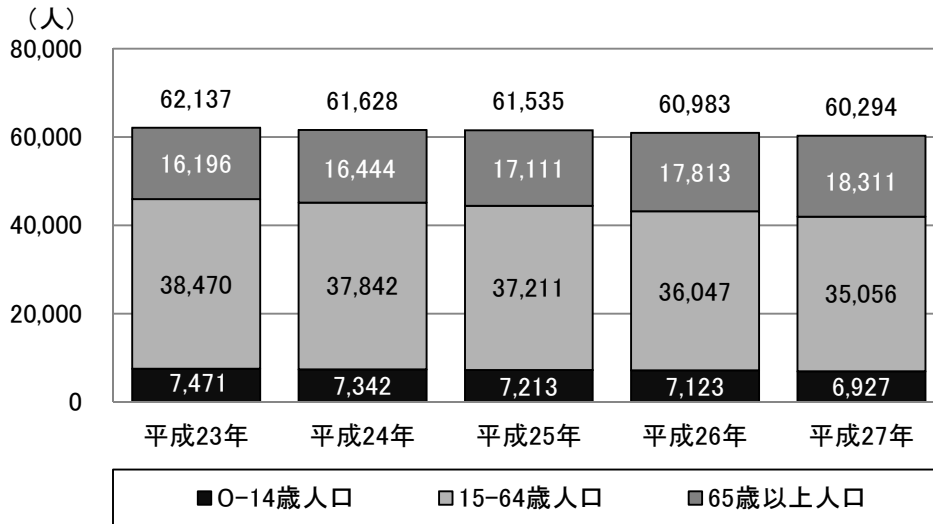
第2章 本市の教育の現状

1 人口

(1) 総人口の推移

■年齢3区分別人口の推移

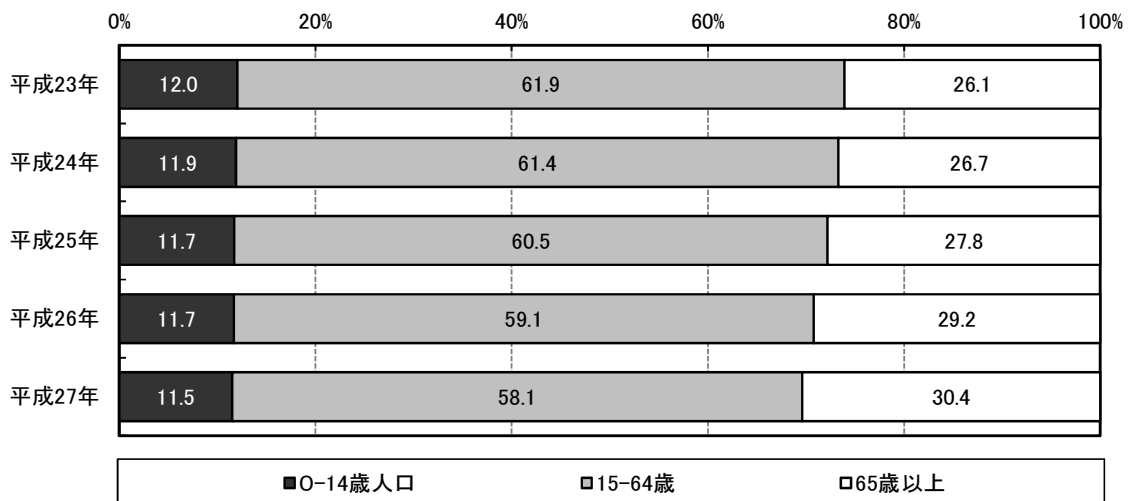
総人口の推移をみると、年々減少しており、平成27年には60,294人となっています。



資料：住民基本台帳・外国人含む（各年3月末）

■年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口割合の推移をみると、0～14歳人口、15～64歳人口割合は年々低下傾向にあります。65歳以上人口割合については年々上昇傾向にあり、今後も高齢者人口の増加が予測されます。

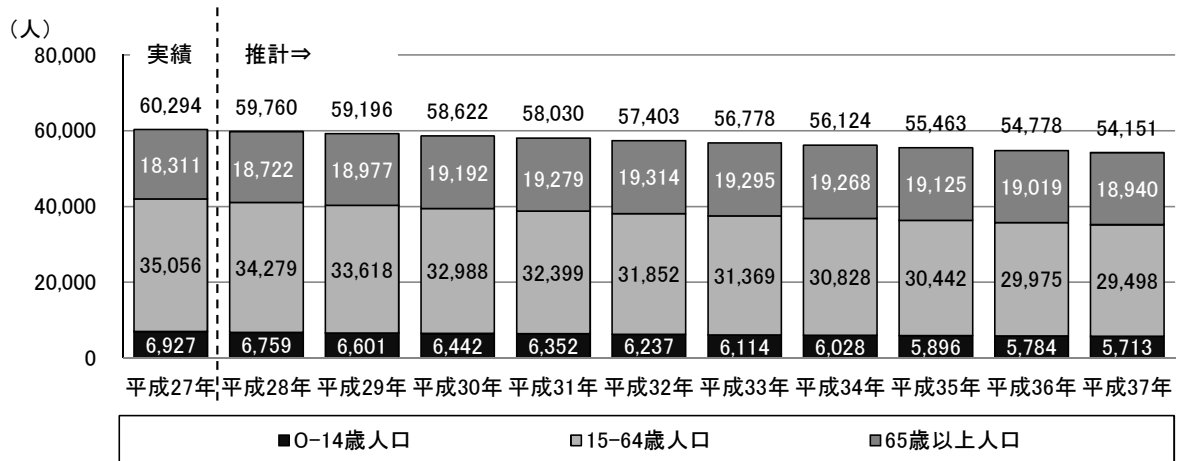


資料：住民基本台帳・外国人含む（各年3月末）

(2) 総人口の推計

■年齢3区分別人口の推計

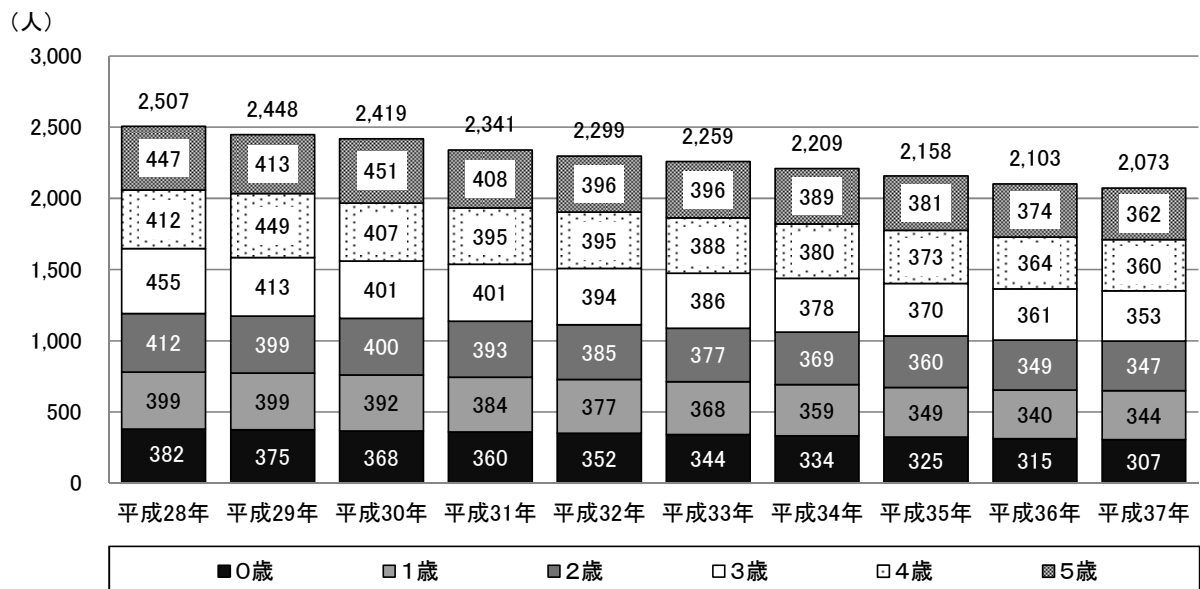
総人口の推計をみると、平成28年以降、年々減少傾向にあり、平成37年には54,151人となっています。年齢3区分別にみると、0-14歳人口、15-64歳人口は減少傾向に、65歳以上人口は増加傾向にあり、今後も少子高齢化の進行が予測されます。



資料：平成27年実績…住民基本台帳・外国人含む（各年3月末）
平成28年～平成37年推計…コーホート変化率法により算出

■0歳から5歳（就学前）の人口推計

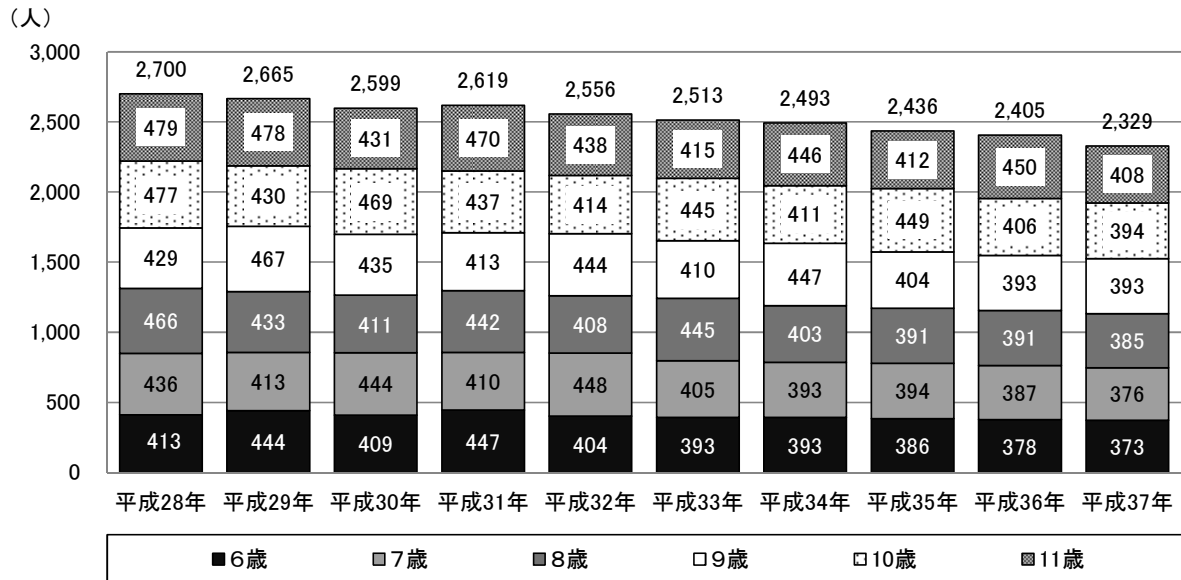
0歳から5歳の就学前人口の推計をみると、平成28年の2,507人から平成37年の2,073人まで434人減少すると予測されます。



資料：平成23年～平成27年 住民基本台帳・外国人含む（各年3月末）に基づき、コーホート変化率法により算出

■ 6歳から11歳（小学校）の人口推計

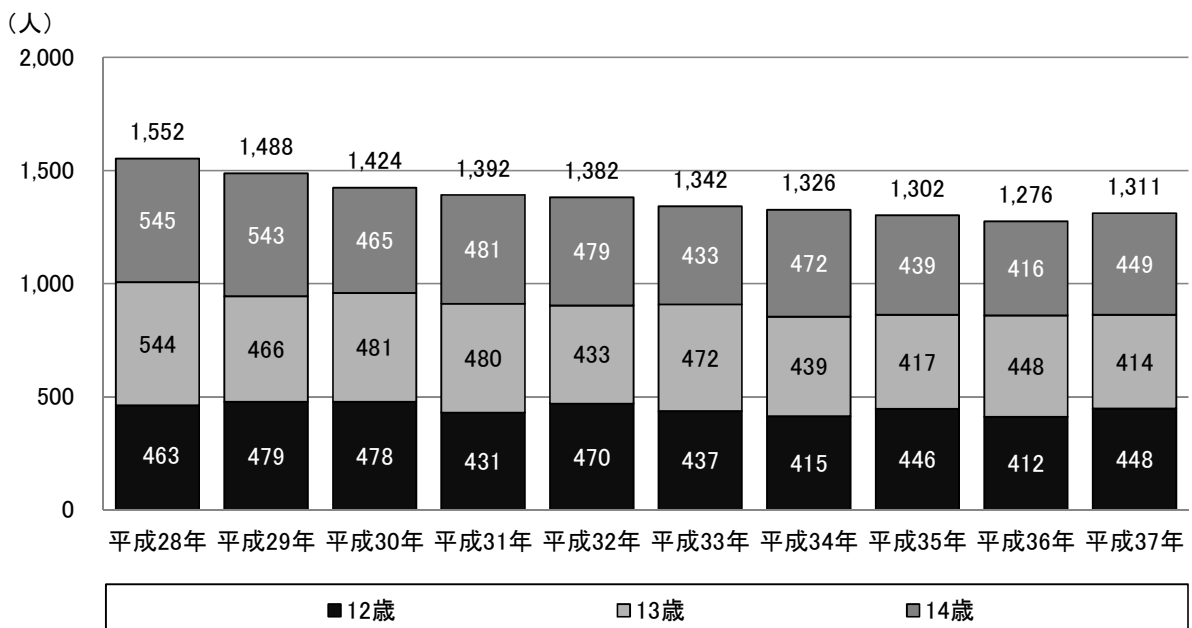
6歳から11歳の小学校児童数の推計をみると、平成28年の2,700人から平成37年の2,329人まで371人減少すると予測されます。



資料：平成23年～平成27年 住民基本台帳・外国人含む（各年3月末）に基づき、コーホート変化率法により算出

■ 12歳から14歳（中学校）の人口推計

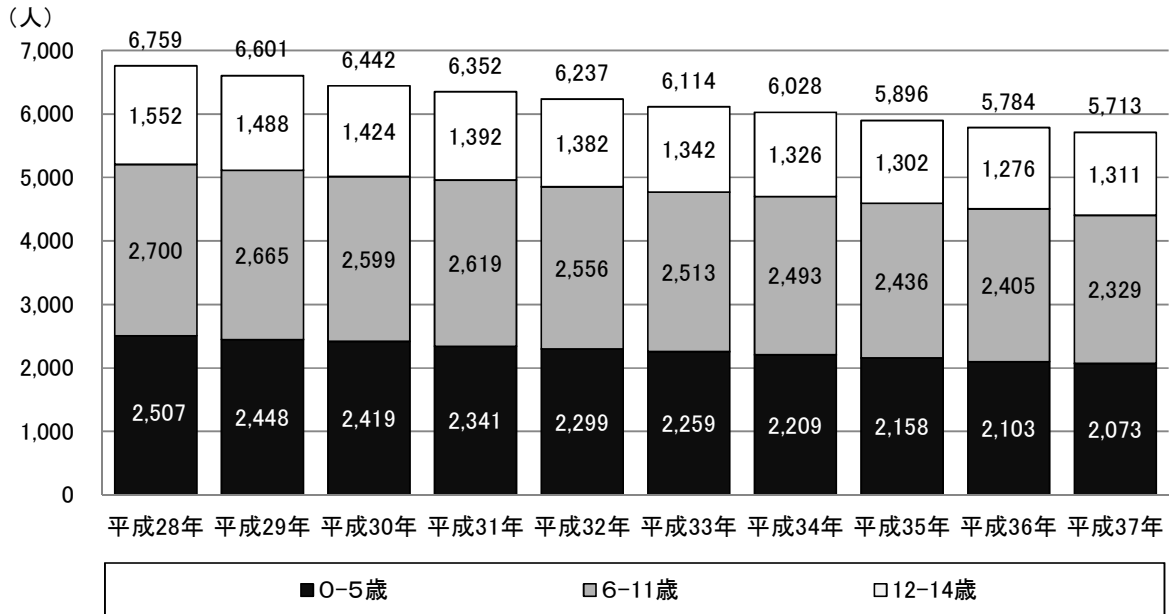
12歳から14歳の中学校生徒数の推計をみると、平成28年の1,552人から平成37年の1,311人まで241人減少すると予測されます。



資料：平成23年～平成27年 住民基本台帳・外国人含む（各年3月末）に基づき、コーホート変化率法により算出

■ 0歳から14歳の人口推計

0歳から14歳の人口推計をみると、平成28年の6,759人から平成37年の5,713人まで1,046人減少すると予測されます。



資料：平成23年～平成27年 住民基本台帳・外国人含む（各年3月末）に基づき、コーホート変化率法により算出

2 学校教育

(1) 教育施設及び保育所の状況

教育施設及び保育所の状況をみると、平成 27 年 5 月時点で、中学校 6 校（うち、1 校は分校）、小学校 17 校（うち、3 校は休校中）、幼稚園 18 園（うち、4 園は休園中）、認定こども園 1 園、保育所 21 か所（うち、2 か所は休所中）が設置されています。

■中学校区別の教育施設及び保育所の状況（平成 27 年 5 月 1 日現在）

【第一中学校区】・・・撫養町川西地区、大津町、瀬戸町の一部、大麻町の一部

第一中学校区の状況をみると、生徒数 657 人、児童数 1,937 人となっており、全中学校区のなかでもっとも児童生徒数が多くなっています。それに比例して、全中学校区のなかでもっとも教育施設数及び保育所数も多く、中学校 1 校、小学校 5 校、幼稚園 6 園、保育所 8 か所となっています。

(人)

中学校		小学校		幼稚園・認定こども園		保育所	
第一中学校	657	撫養小学校	284	撫養幼稚園	65	中央保育所(公)	45
合計	657	黒崎小学校	125	黒崎幼稚園	39	正興寺保育園	47
		桑島小学校	185	桑島幼稚園	49	うずしお保育園	95
		第一小学校	381	第一幼稚園	98	桑島保育所	62
		大津西小学校	139	大津西幼稚園	37	木津さくらんぼ保育園	38
		合計	1,114	聖母幼稚園(私)	121	矢倉保育園	60
				合計	409	矢倉乳児保育園	14
						すみれ保育園	53
						合計	414

資料：鳴門市教育委員会、子どもいきいき課

【第二中学校区】・・・撫養町川東地区、里浦町

第二中学校区の状況をみると、生徒数 329 人、児童数 800 人となっています。また、教育施設数及び保育所数は中学校 1 校、小学校 2 校、幼稚園 2 園、保育所 4 か所となっています。

(人)

中学校		小学校		幼稚園・認定こども園		保育所	
第二中学校	329	林崎小学校	334	精華幼稚園	100	林崎保育所(公)	56
合計	329	里浦小学校	132	里浦幼稚園	48	つくし保育所	51
		合計	466	合計	148	岡崎保育所	42
						里浦ちどり保育所	37
						合計	186

資料：鳴門市教育委員会、子どもいきいき課

【鳴門中学校区】・・・鳴門町

鳴門中学校区の状況をみると、生徒数 175 人、児童数 560 人となっています。また、教育施設数及び保育所数は中学校 1 校、小学校 2 校、幼稚園 2 園、保育所 1 か所となっています。

(人)

中学校		小学校		幼稚園・認定こども園		保育所	
鳴門中学校	175	鳴門西小学校	362	成稔幼稚園	93	いずみ保育園	65
合計	175	鳴門東小学校	34	鳴門東幼稚園	6	合計	65
		合計	396	合計	99		

資料：鳴門市教育委員会、子どもいきいき課

【瀬戸中学校区】・・・瀬戸町（一部を除く）、北灘町

瀬戸中学校区の状況をみると、生徒数 109 人、児童数 345 人となっています。また、教育施設数及び保育所数は中学校 1 校、小学校 5 校（うち、3 校休校）、幼稚園 5 園（うち、4 園休園）、保育所 3 か所（うち、1 か所休所）となっていますが、特に北灘町において、教育施設・保育所の休校（園・所）が多くなっています。

(人)

中学校		小学校		幼稚園・認定こども園		保育所	
瀬戸中学校	109	明神小学校	221	明神幼稚園	48	明神善隣館保育所	54
合計	109	瀬戸小学校	13	瀬戸幼稚園 (休園)	—	瀬戸保育所(公)	9
		島田小学校 (休校)	—	島田幼稚園 (休園)	—	長寿寺保育園(休所)	—
		北灘東小学校 (休校)	—	北灘東幼稚園 (休園)	—	合計	63
		北灘西小学校 (休校)	—	北灘西幼稚園 (休園)	—		
		合計	234	合計	48		

資料：鳴門市教育委員会、子どもいきいき課

【大麻中学校区（広塚分校含む）】・・・大麻町（一部を除く）

大麻中学校区の状況をみると、生徒数 275 人、児童数 805 人となっており、児童数は全中学校区のなかで 2 番目に多くなっています。また、教育施設数及び保育所数は中学校 2 校（広塚分校含む）、小学校 3 校、幼稚園 3 園、認定こども園 1 園、保育所 5 か所（うち、1 か所休所）となっており、全中学校区で唯一認定こども園が設置されています。

(人)

中学校		小学校		幼稚園・認定こども園		保育所	
大麻中学校	269	堀江北小学校	156	堀江北幼稚園	31	みどり保育所(公)	15
大麻中学校 広塚分校	6	堀江南小学校	58	堀江南幼稚園	14	すくすく保育園	62
合計	275	板東小学校	280	板東幼稚園	80	板東ゆたか保育園	57
		合計	494	認定こども園 すくすく	16	板東みやま保育園	36
				合計	141	市場乳児保育所(公) (休所)	—
						合計	170

資料：鳴門市教育委員会、子どもいきいき課

■小学校別の状況（平成 27 年 5 月 1 日現在）

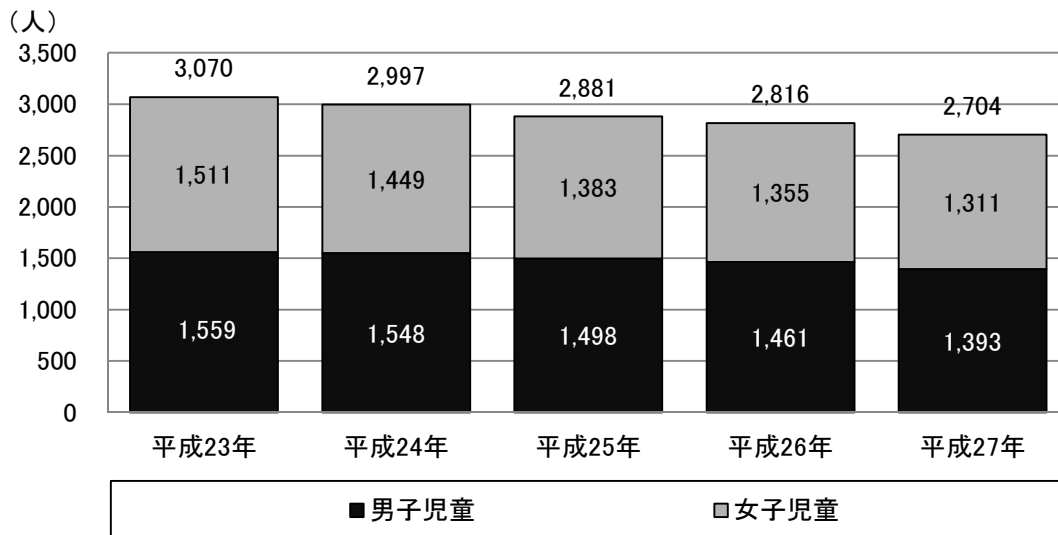
小学校別の状況をみると、第一小学校が 381 人ともっとも児童数が多く、次いで鳴門西小学校が 362 人となっています。もっとも児童数が少ないのは瀬戸小学校で 13 人となっています。学級数は林崎小学校、鳴門西小学校が 16 学級と多くっており、もっとも少ない瀬戸小学校が 4 学級となっています。

中学校区	小学校	標準学級		特別支援学級		合計		教員数 (人)
		児童数 (人)	学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)	
撫養町	撫養小学校	274	12	10	2	284	14	22
	黒崎小学校	112	6	13	2	125	8	13
	桑島小学校	178	7	7	2	185	9	16
	林崎小学校	318	12	16	4	334	16	24
里浦町	里浦小学校	127	6	5	3	132	9	16
鳴門町	鳴門西小学校	343	12	19	4	362	16	27
	鳴門東小学校	33	4	1	1	34	5	9
瀬戸町	明神小学校	213	9	8	2	221	11	20
	瀬戸小学校	12	3	1	1	13	4	9
	島田小学校(休校)	—	—	—	—	—	—	—
大津町	第一小学校	373	12	8	3	381	15	29
	大津西小学校	135	6	4	3	139	9	14
北灘町	北灘東小学校(休校)	—	—	—	—	—	—	—
	北灘西小学校(休校)	—	—	—	—	—	—	—
大麻町	堀江北小学校	147	6	9	4	156	10	15
	堀江南小学校	55	6	3	2	58	8	12
	板東小学校	271	12	9	2	280	14	23
	合計	2,591	113	113	35	2,704	148	249

資料：鳴門市教育委員会

■男女別児童数の推移

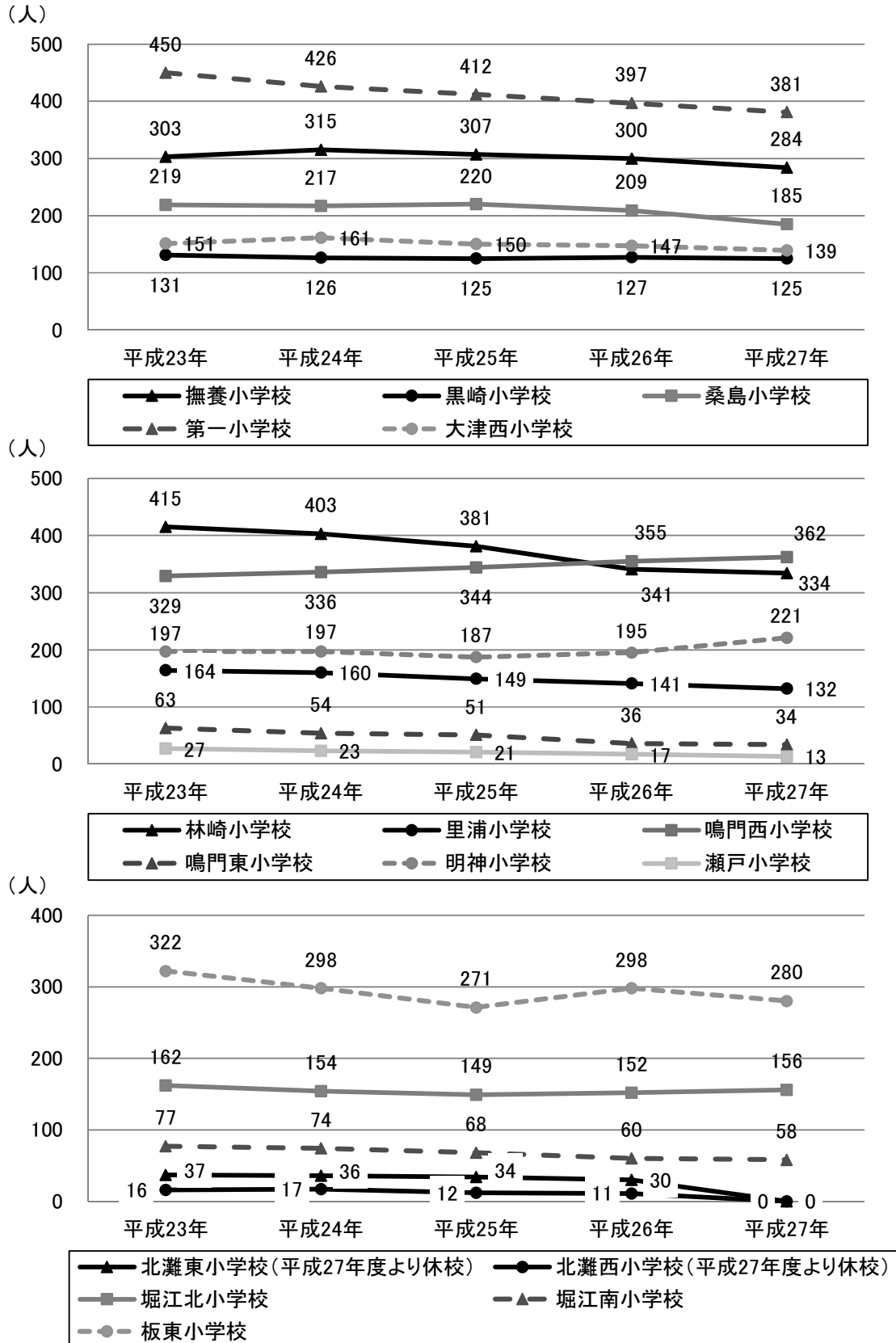
児童数の推移をみると、年々減少しており、平成 27 年には 2,704 人となっています。男女別にみると、男子児童が平成 23 年の 1,559 人から平成 27 年の 1,393 人まで 166 人減少しており、女子児童が平成 23 年の 1,511 人から平成 27 年の 1,311 人まで 200 人減少しています。過去 5 年においては、女子児童の減少率が男子児童より高くなっています。



資料：鳴門市教育委員会

■小学校別児童数の推移

小学校別児童数の推移をみると、大半の小学校が減少傾向にあるなかで、鳴門西小学校と明神小学校は児童数が増加しています。林崎小学校は減少数がもっとも多く、平成23年の415人から平成27年の334人まで81人減少しています。



■中学校別の状況（平成27年5月1日現在）

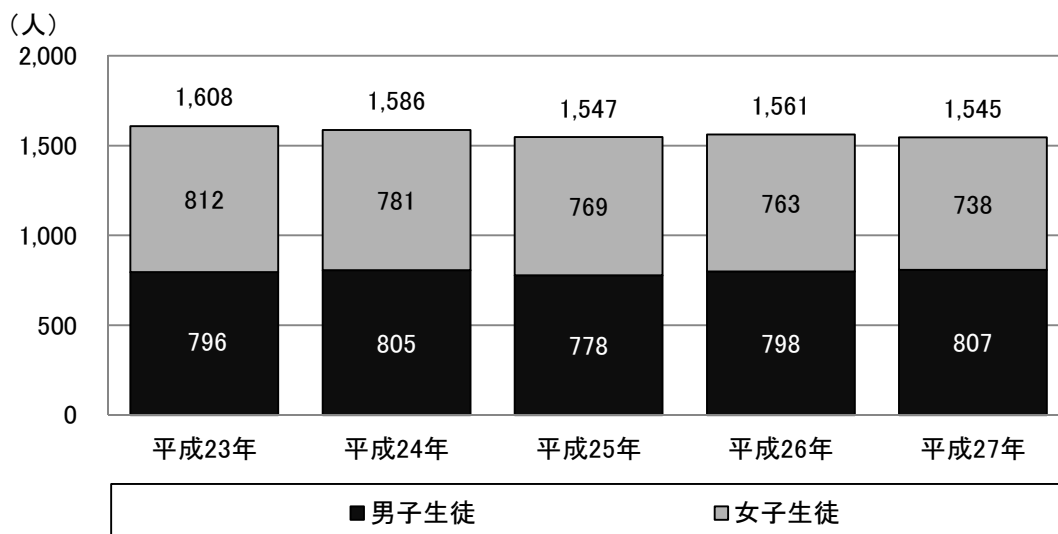
中学校別の状況をみると、第一中学校が657人ともっとも生徒数が多く、次いで第二中学校が329人となっています。もっとも生徒数が少ないのは、広塚分校を除くと瀬戸中学校で109人となっています。学級数は第一中学校が23学級ともっとも多くなっており、もっとも少ない瀬戸中学校（広塚分校除く）が7学級となっています。

中学校	標準学級		特別支援学級		合計		教員数 (人)
	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	
第一中学校	637	19	20	4	657	23	48
第二中学校	322	10	7	2	329	12	26
鳴門中学校	171	6	4	3	175	9	21
瀬戸中学校	105	5	4	2	109	7	15
大麻中学校	260	9	9	2	269	11	24
大麻中学校広塚分校	6	2	—	—	6	2	6
合計	1,501	51	44	13	1,545	64	140

資料：鳴門市教育委員会

■男女別生徒数の推移

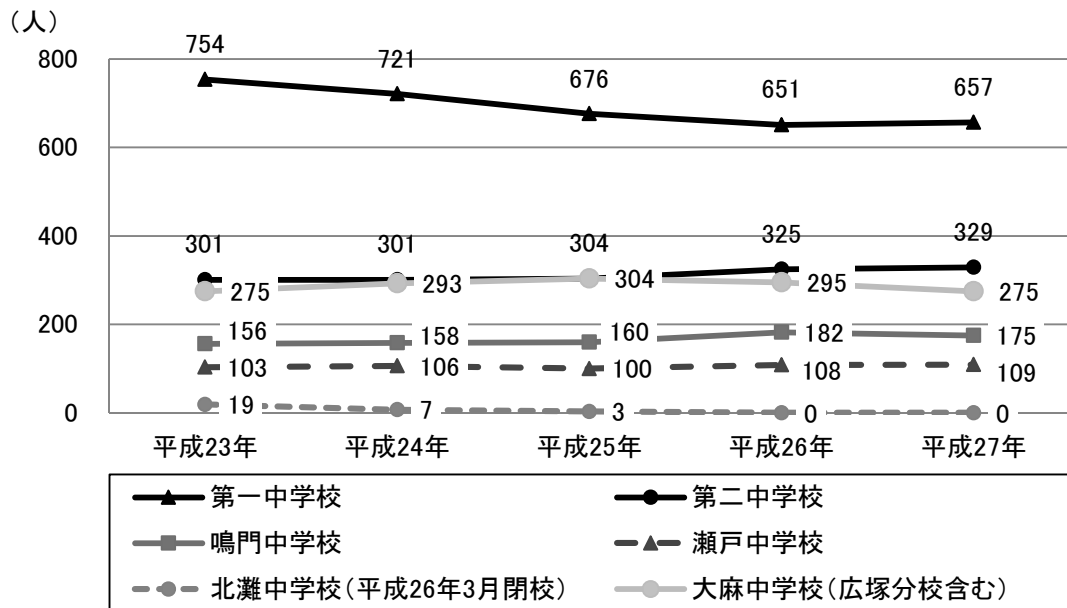
生徒数の推移をみると、微増した年もありますが全体としては減少傾向にあり、平成27年には1,545人となっています。男女別にみると、男子生徒は平成23年の796人から平成27年の807人に11人増加しています。女子生徒は平成23年の812人から平成27年の738人まで74人減少しています。過去5年においては、男子生徒は微増微減しながらも増加傾向にありましたが、女子生徒の減少数が上回ったため、全体として減少傾向となっています。



資料：鳴門市教育委員会

■中学校別生徒数の推移

中学校別生徒数の推移をみると、第二中学校は平成24年以降、年々増加しています。鳴門中学校も平成26年まで増加していましたが、平成27年は微減しています。瀬戸中学校はほぼ横ばいとなっており、大麻中学校は平成25年以降、減少傾向にあります。もっとも生徒数の多い第一中学校は、平成23年から平成26年にかけて103人減少しましたが、平成27年は微増しています。



資料：鳴門市教育委員会

■幼稚園別の状況（平成27年5月1日現在）

幼稚園別の状況をみると、公立においては、精華幼稚園がもっとも園児数が多く、100人となっています。私立をあわせると、聖母幼稚園がもっとも園児数が多く、121人となっています。もっとも園児数が少ないのは、鳴門東幼稚園で6人となっています。

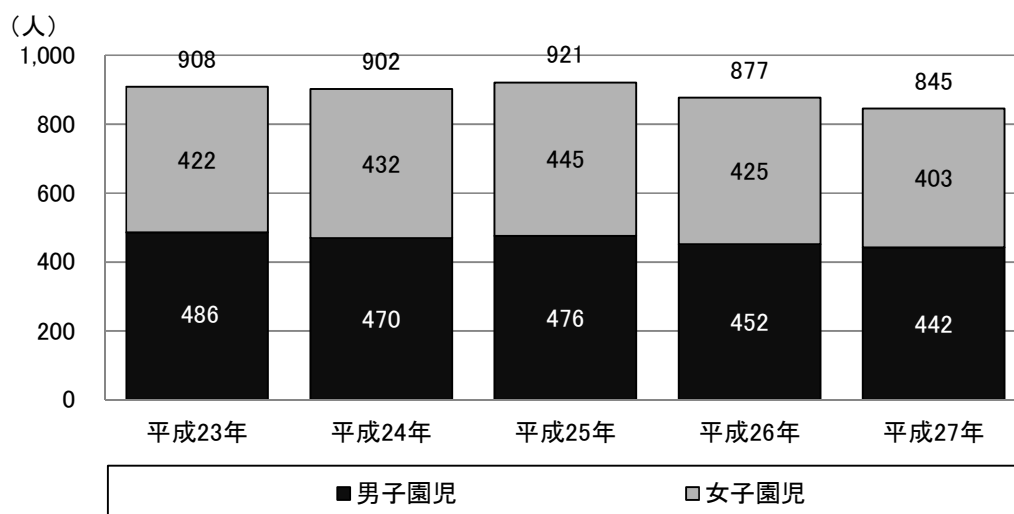
教員数は精華幼稚園が11人ともっとも多くなっており、鳴門東幼稚園、堀江南幼稚園がもっとも少なく2人となっています。

中学校区	幼稚園 認定こども園	園児数 (人)	学級数 (学級)	教員数 (人)
第一中学校区	撫養幼稚園	65	4	9
	黒崎幼稚園	39	2	6
	桑島幼稚園	49	2	7
	第一幼稚園	98	4	10
	大津西幼稚園	37	2	4
	聖母幼稚園(私)	121	5	10
第二中学校区	精華幼稚園	100	4	11
	里浦幼稚園	48	2	6
鳴門中学校区	成稔幼稚園	93	4	10
	鳴門東幼稚園	6	1	2
瀬戸中学校区	明神幼稚園	48	2	6
	瀬戸幼稚園(休園)	—	—	—
	島田幼稚園(休園)	—	—	—
	北灘東幼稚園(休園)	—	—	—
	北灘西幼稚園(休園)	—	—	—
大麻中学校区	堀江北幼稚園	31	2	5
	堀江南幼稚園	14	1	2
	板東幼稚園	80	4	9
	認定こども園すくすく	16	3	4
合計		845	42	101

資料：鳴門市教育委員会

■男女別園児数の推移

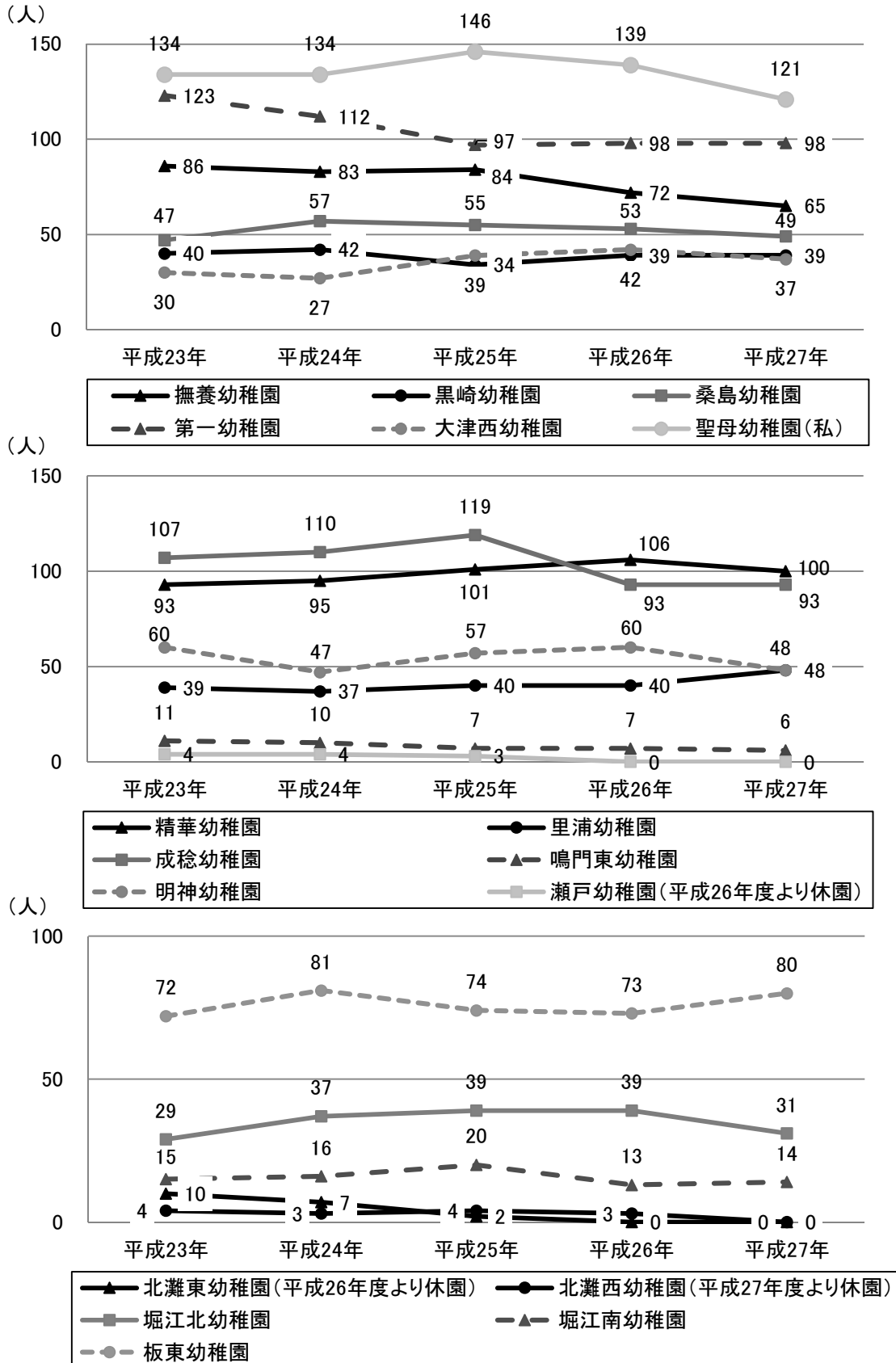
園児数の推移をみると、微増した年もありますが全体としては減少傾向にあり、平成27年には845人となっています。男女別にみると、男子園児は平成23年の486人から平成27年の442人まで44人減少しており、女子園児は平成23年の422人から平成27年の403人まで19人減少しています。過去5年においては、男子園児の減少率が女子園児より高くなっています。



資料：鳴門市教育委員会

■ 幼稚園別園児数の推移

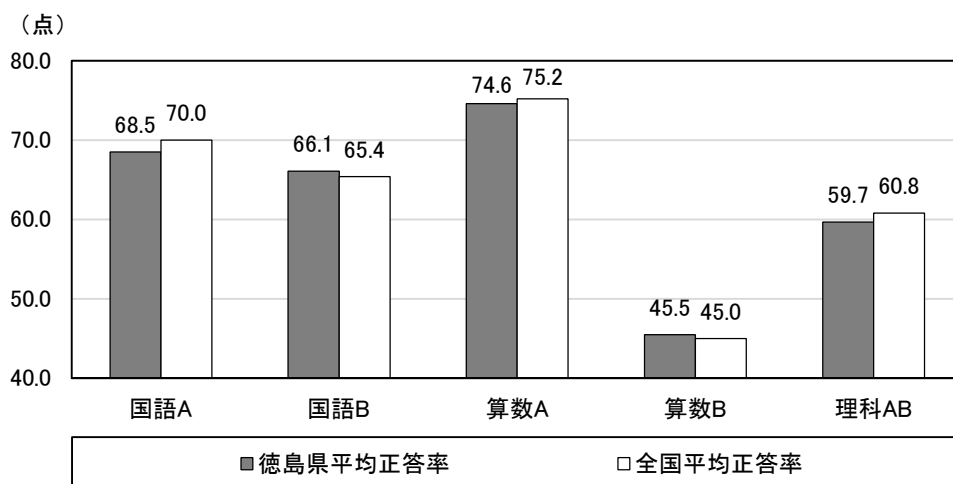
幼稚園別園児数の推移をみると、大半の幼稚園が減少傾向にあるなかで、大津西幼稚園、精華幼稚園、里浦幼稚園、板東幼稚園は園児数が増加傾向にあります。第一幼稚園は減少数がもっとも多く、平成23年の123人から平成27年の98人まで25人減少しています。



(2) 学力

■小学生の平成 27 年度全国学力調査結果（県）

県における小学生の平成 27 年度全国学力調査平均正答率をみると、国語 A、算数 A、理科 AB において全国平均を下回っています。活用力を測る B では、国語、算数ともに全国平均を上回っています。

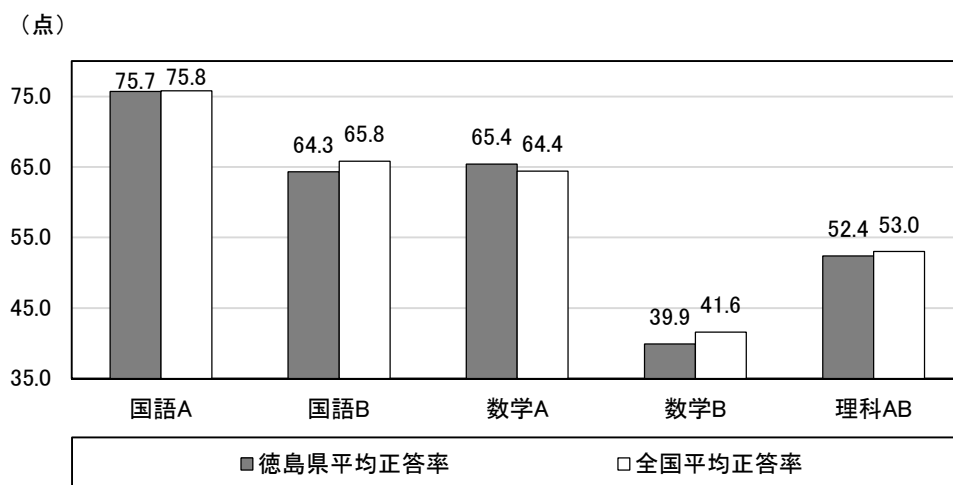


※Aは主に知識をみる問題、Bは主に活用力を測る問題

資料：鳴門市教育委員会

■中学生の平成 27 年度全国学力調査結果（県）

県における中学生の平成 27 年度全国学力調査平均正答率をみると、数学 A は全国平均を 1.0 点上回っています。その他は全国平均を下回っており、国語 A は 0.1 点、国語 B は 1.5 点、数学 B は 1.7 点、理科 AB は 0.6 点の差がついています。



※Aは主に知識をみる問題、Bは主に活用力を測る問題

資料：鳴門市教育委員会

■小学生の平成 27 年度全国学力調査結果の概要（本市）

平成 27 年 4 月 21 日に、6 年生 436 人を対象に実施しました。国語 B、算数 A、算数 B は、国や県の平均正答率を上回っており、理科は、国には及びませんでした。県の平均正答率は上回っています。国語 A は、国や県の平均正答率を下回っています。

	国語 A	国語 B	算数 A	算数 B	理科
本市と国との比較	△	○	○	○	△
本市と県との比較	△	○	○	○	○
全国平均を上回った領域	—	「書くこと」 「読むこと」	「数と計算」 「量と測定」 「図形」 「数量関係」	「量と測定」 「図形」 「数量関係」	「物質」 「エネルギー」
○印は本市の平均正答率が比較対象の平均よりも高いことを示しています。 △印は本市の平均正答率が比較対象の平均よりも低いことを示しています。					

資料：鳴門市教育委員会

■中学生の平成 27 年度全国学力調査結果の概要（本市）

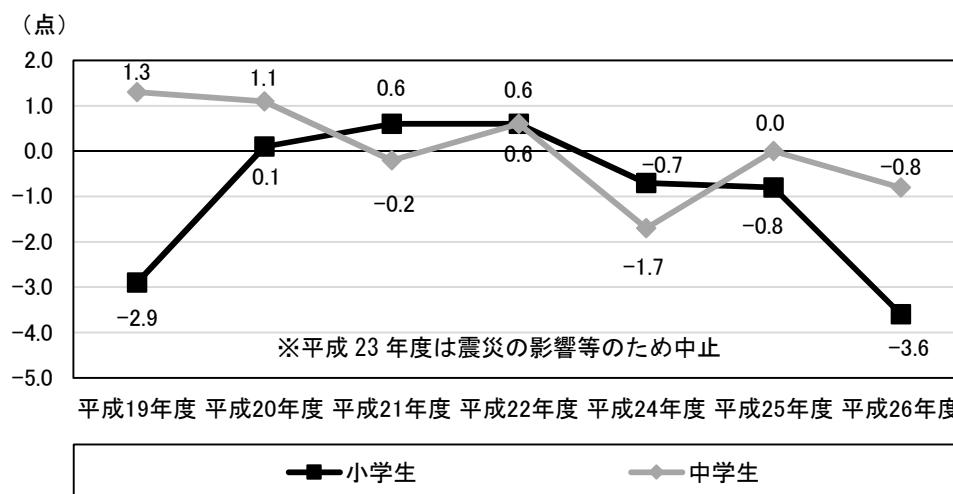
平成 27 年 4 月 21 日に、3 年生 504 人を対象に実施しました。各テストとも、国や県の平均正答率を下回っています。また、国や県と比べ、無回答率が高い傾向にありました。

	国語 A	国語 B	算数 A	算数 B	理科
本市と国との比較	△	△	△	△	△
本市と県との比較	△	△	△	△	△
全国平均を上回った領域	—		「数と式」		
○印は本市の平均正答率が比較対象の平均よりも高いことを示しています。 △印は本市の平均正答率が比較対象の平均よりも低いことを示しています。					

資料：鳴門市教育委員会

■全国学力調査結果の推移（県）

全国平均正答率を 0 とした場合の、県の平均正答率の推移をみると、小学生は平成 22 年度以降年々低下し、平成 26 年度には -3.6 点となっています。中学生は年度によって上下していますが、平成 26 年度には低下し、-0.8 点となっています

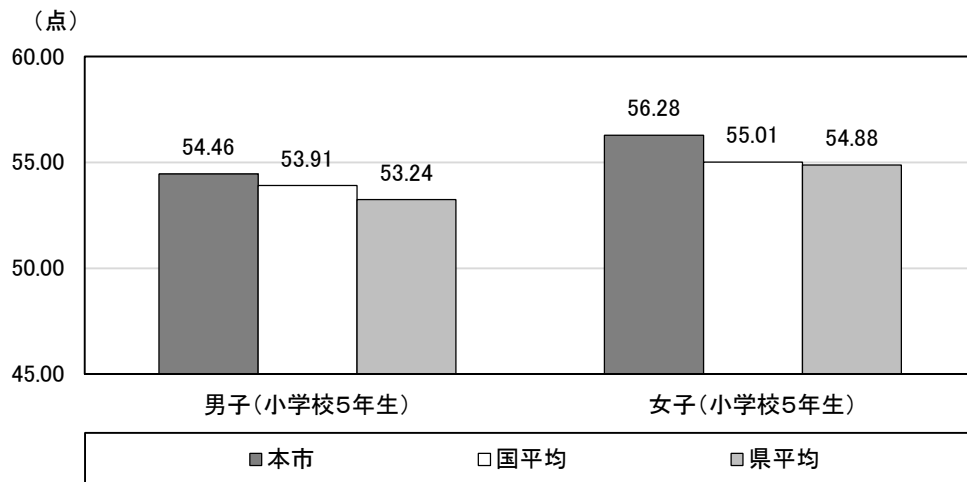


資料：徳島県学力向上・授業改善調査検討委員会（報告書）

(3) 体力

■小学生の平成 26 年度全国体力・運動能力調査結果

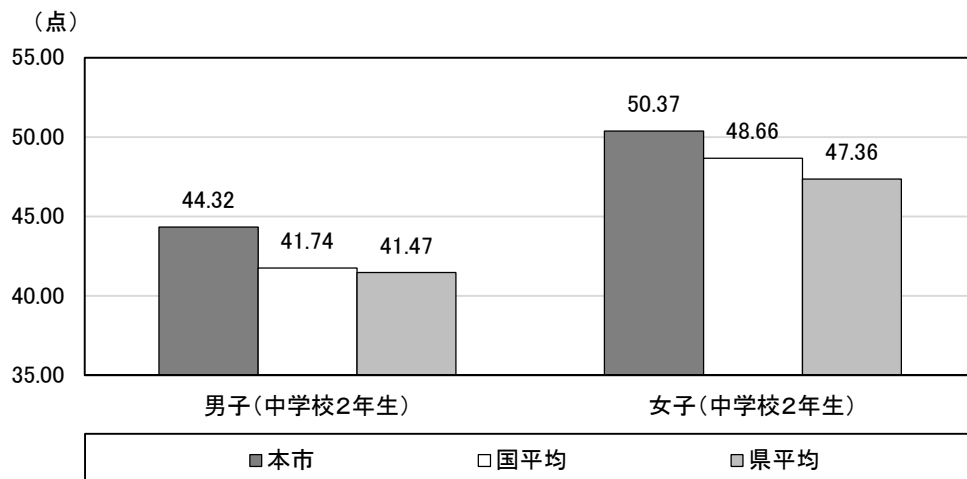
小学校 5 年生の平成 26 年度全国体力・運動能力調査結果をみると、男子・女子ともに国及び県の平均を上回っています。



資料：鳴門市スポーツ推進計画

■中学生の平成 26 年度全国体力・運動能力調査結果

中学校 2 年生の平成 26 年度全国体力・運動能力調査結果をみると、男子・女子ともに国及び県の平均を上回っています。



資料：鳴門市スポーツ推進計画

3 現状を踏まえた課題

現状調査やアンケート調査、教育関係者へのヒアリング等を踏まえた、本市における課題は次のとおりです。

(1) 人口減少・少子高齢化社会における教育

本市においては、平成27年の0～14歳人口が6,927人となっており、平成23年の7,471人と比べると、544人減少しています。一方、平成27年の65歳以上は18,311人となっており、平成23年の16,196人と比べると2,115人増加しています。この少子高齢化の傾向は、しばらく続くものと想定されます。

今後は、少ない子どもを地域の将来を担うかけがえのない存在として大切に育てるとともに、子どもの数が減少することを想定した学校や幼稚園のあり方について引き続き検討していく必要があります。

増加する高齢者に対しては、これまでの経験や能力を生かし、地域教育を支える貴重な人材として活躍していただける場を提供するとともに、生涯学習やボランティア活動への関心の高まりを生かした取組が求められます。

(2) 学力向上への取組

我が国の子どもたちの学力は、国際的な比較においては成績上位にありますが、平成27年度全国学力調査の本市の平均正答率は、国・県の平均正答率を下回っている教科があり、判断力や表現力、学習意欲、学習習慣の点で課題がみられます。

また、自然体験・生活体験等、子どもたちの学びを支える体験が不足し、人やものに関わる力が低下しているなどの課題も明らかになっています。本市でも、小中学校教育において、基礎的な学力を身に付けることや、子ども自らが考え主体的に判断する学習が求められる一方、子どもの教育・能力向上のために習い事をさせる保護者も多く、学力向上への関心も高いことから、より一層の学力向上への取組が求められます。

(3) 学校週5日制後の学校、家庭、地域での取組

学校週5日制は、学校、家庭、地域の役割を明確にし、それぞれが協力して豊かな社会体験や自然体験等の様々な活動の機会を子どもたちに提供し、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を育むことをねらいとして実施されました。

しかし、本市においては、子どもが土曜日を含めた休日に有意義な活動を行っているという実感が得られているとはいえ、学校や家庭、地域で学校週5日制がめざす「生きる力」を育むという原点に立ちかえった取組が求められます。

(4) グローバル化^(注1)、価値観の多様化、家庭や地域の変化への対応

グローバル化に代表される近年の社会構造の変化や、保護者の価値観の多様化、家庭や地域の変化に伴い、学校教育に対する要請が多様で高度なものとなっています。

子どもの個性や能力を重視した教育の実現、国際人材としての活躍や一人ひとりの社会的、職業的自立に向けたキャリア教育^(注2)、不登校や特別な配慮を必要とする児童生徒に対するきめ細かな指導の充実等、社会の変化に柔軟に対応しながら、さらに学校教育の質を高めていく必要があります。

(5) 家庭や地域を取り巻く環境変化への対応

家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点です。しかし、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学ぶ機会の減少等、子育てや家庭教育を支える地域環境が大きく変化しています。

本市でも、他人に干渉しない風潮があることや、近所の人同士が顔を合わせる機会が少なくなっていること等から、家庭と地域の関わり合いが弱くなっていると考えられる方が増えるとともに、家庭の教育力の低下が指摘されています。

さらに、地域から孤立した家庭や不安定雇用に起因する貧困家庭の増加により、家庭での教育が困難な事例や、子どもの健康や教育を受ける権利が脅かされるといった事例もみられることから、今後は教育だけではなく、福祉や医療、雇用等、様々な部門が連携した家庭支援が必要です。

(6) 危機的な状況への対応

東日本大震災の被害を目の当たりにし、かけがえのない命を守るため、学校施設の耐震化をはじめ、学校と家庭、地域が連携して災害の内容や規模に応じた避難訓練を行うなど、それぞれの地域の実情に即した防災対策が進められました。

今後は、東南海・南海地震をはじめとした自然災害や様々な危機的状況に備え、学校、家庭、地域が連携した取組を継続していくことにより、危機対応力を強化していく必要があります。

(7) 情報通信機器の急速な普及への対応

携帯電話やスマートフォンの普及により、子どもの安否確認が容易になるとともに、インターネットや情報通信機器の利用による学習効果が期待されています。

その一方で、情報通信機器を介した子ども同士のコミュニケーションのあり方が変容するなかで、大人の目の届かない所で、人間関係のもつれや、いじめ、事件や事故に巻き込まれる可能性の増加等の問題が指摘されています。

このため、子どもたちが情報通信機器を適切に使用する能力を養うとともに、情報通信機器を使用するうえでどのような危険があるのかを教え、学校、家庭、地域での使用ルールづくりとその徹底を行っていく必要があります。

(8) 人権の尊重と道徳心、公共心の育成

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者等に対する偏見や差別は、今なお様々な形態で存在しており、市民一人ひとりの基本的人権が尊重されるよう、今後も継続した取組が求められます。

学校におけるいじめや不登校については、子どもの生命や人格形成に関わる重大な問題であり、未然防止と早期対応が必要です。

また、地域と家庭の関わり合いの薄れ、保護者以外の大人に接する機会の減少等を背景とし、子どもが、思いやりやがまん強さに欠ける、あいさつができない、決まりが守れないなど、本市でも子どもの道徳心や公共心が低下していると感じる方が増えています。

今後は子どもの道徳心や公共心育成について、家庭や学校での教育を確実にするとともに、子どもと地域の関わりを増やすこと等が求められます。

(9) 食や健康、運動・スポーツ志向の高まりへの対応

ライフスタイルの多様化により、食を大切にする心や地域の優れた食文化が失われつつあります。すべての人が心身の健康を確保し、生涯にわたっていきいきと暮らすことが望まれるなかで、特に子どもにおいては、心身の成長や人格の形成、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育ていく基礎として、学校、家庭、地域が中心となった食育への取組が求められています。

また、健康志向の高まりにより、運動やスポーツへの関心が高まっており、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、スポーツを通じた人や地域間の交流等、運動やスポーツを行うことによる様々な効果が期待されることから、すべての人が関心や適性に応じて、生涯を通じて日常的に運動やスポーツに親しむ機会の確保が求められています。

(10) 地域の歴史や伝統文化の継承

近年、板東俘虜収容所におけるドイツ人捕虜と市民の交流の歴史を伝える活動や、ベートーヴェン「第九」交響曲アジア初演の地としての取組、また、渦潮や四国霊場八十八か所の世界遺産化への取組等、本市の歴史や文化を新たな地域資源として活用する取組が行われています。

本市には、産業や歴史に根付いた魅力的な文化財や地域資源はもちろんのこと、大谷焼のように地域の自然や文化に培われた伝統工芸が引き継がれており、すべての人が地域の歴史や伝統、文化について学ぶなかで、郷土を誇りに思う心の育成や新たな地域資源を掘り起こすきっかけとしていくことが期待されます。

(注1) 情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象。

(注2) 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

第3章 基本構想と施策体系

1 基本理念

教育は人づくり、人づくりはまちづくりの原点であるという認識のもと、次のとおり、基本理念と本市の教育がめざす人物像及びめざすまちの姿を掲げ、その実現に向けた取組を推進します。

【基本理念】

ともに学び 育ち合う 共育きょういくのまち鳴門

教育基本法では、教育の目的を「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」としています。

成熟社会を迎えた我が国においては、生活における量的・物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさや自然との調和を大切にし、生活の質の向上を優先させる社会への転換が求められています。

これからの教育においては、すべての人の基本的な人権が尊重されたうえで、自らの意志のもとに生涯にわたって学び続け、豊かな人間性とたくましく生きる力を培い、あらゆるライフステージにおいて自らの選択肢を増やし、自己実現と社会貢献ができる人材の育成がこれまでに以上に期待されます。

そのためには、家庭や学校、地域社会における教育の質を高め、それぞれの役割をしっかりと果たしていくことに加えて、教育をきっかけとして、地域の人材や教育資源をつなげ、それぞれの主体がつながり合い、支え合い、連携・協働して取り組む必要があります。

鳴門市においては、家庭や学校、地域が、地域の将来を担う貴重な人材と一緒に育てるという基本的な認識のもとで教育に取り組み、子どもたちが育ち、親が育ち、教師が育ち、教育に関わるすべての人とまちが共に育つ、「共育」を推進します。

【めざす人物像】

豊かな人間性を備え、郷土を愛し、社会に貢献する人

調和のとれた豊かな人間性を備え、郷土を愛し、社会のために働こうとする心をもち、実行できる人の育成をめざします。

【めざすまちの姿】

生きがいあふれるまち なんと・たくましく生きる力を育むまち なんと

本市の教育がめざす人の育成を通じて、第六次鳴門市総合計画の教育分野において示されためざすまちの姿「生きがいあふれるまち なんと」「たくましく生きる力を育むまち なんと」の実現をめざします。

2 期待される役割

基本理念を実現するためには、家庭、学校、地域、行政が教育におけるそれぞれの役割を認識し、連携・協働して行う必要があります。それぞれに主に担うことが期待される役割については、次のとおりです。

それぞれが役割を認識したうえで、
連携・協働の輪をつなげ、広げていく

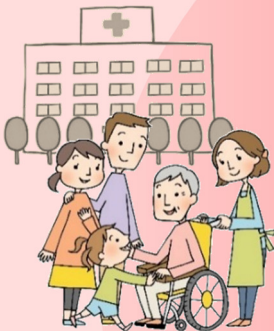
地域

- ・地域で子どもを見守り、育てる
- ・地域ならではの体験や学習をする機会を提供する
- ・地域の人材や資源を教育に生かす
- ・地域の防犯や防災に取り組む



家庭

- ・安心できる場所として機能する
- ・心と体を健やかに育む
- ・基本的な生活習慣を身に付けさせる
- ・規律や自立心を育てる



学校 (教育施設)

- ・社会の変化に柔軟に対応し、個々の発達段階や教育的ニーズに応じた質の高い教育を提供する
- ・家庭や地域と連携した教育を推進する



行政

- ・教育や学習水準を保障する
- ・各主体が円滑に活動できるネットワークづくりを支援する
- ・家庭や地域から信頼される教育行政運営を行う



3 基本目標

基本理念を実現するために、次のとおり、基本目標と施策の基本方向を定めます。

(1) 特色ある教育の推進

- ①子どもたちにとって、安全・安心で快適な学校施設の整備に努めるとともに、家庭や地域との連携のもとで、学校防災や危機管理の充実を図ります。
- ②子どもたちの心身の健全な発育と食に関する正しい理解と適切な判断力を養うため、地産地消と安全で安心な学校給食の提供、食育の充実に努めます。
- ③鳴門教育大学をはじめ、地域や企業、各種団体等、様々な主体との連携のもと、保育所、幼稚園、小中学校の連携を図るとともに、小中一貫教育等、新たな教育課題に取り組みます。
- ④グローバル社会に対応できる、豊かな国際感覚とコミュニケーション能力を身に付けた子どもの育成をめざし、発達段階に応じた国際理解教育や外国語教育を推進します。

(2) 自ら学ぶ力を育む教育の推進

- ①急速な社会の変化に柔軟に対応する力、自ら学び考える力を備えた子どもを育成するとともに、子ども一人ひとりの発達段階や教育的ニーズに応じた教育の充実に努めます。
- ②自ら学び考える学習や多様な体験活動を通じて、子どもたちの将来の選択肢と可能性を広げる学力の向上を推進します。
- ③心豊かでたくましく生きる力の基礎を育む就学前教育の推進、家庭や地域と連携した子育て支援に取り組みます。
- ④家庭はすべての教育の出発点という認識のもと、子どもの心身の健康、公共心や道徳心、学びを楽しむ姿勢を育てる家庭の教育力向上を支援します。
- ⑤すべての人が生きがいをもっていきいきとした生活がおくれるよう、生涯にわたって自由に学習する機会を選択し、自ら進んで学び、学習の成果を生かすことができる生涯学習社会の実現をめざします。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

- ①すべての人の基本的人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育を推進します。
- ②子どもたちが命の大切さを学び、他者への思いやり等、豊かな人間性を育み、心身ともに健やかに成長するとともに、社会と関わりながら高い規範意識や公共心、道徳心をもてるよう、道徳教育や青少年健全育成に取り組みます。
- ③いじめについて、道徳教育やコミュニケーション活動等を充実させるとともに、家庭・学校・地域・行政が一丸となって、いじめの未然防止と早期対応に取り組み、自分も他人も共によりよく生きようとする心をもった子どもの育成に努めます。
- ④家庭や学校、地域において、子どもたちの読書活動を推進する気運を醸成するとともに、あらゆる人が利用しやすい図書館づくりをめざします。

(4) 健やかな身体を育む教育の推進

- ①運動やスポーツは楽しさや喜びをもたらし、青少年の健全育成や地域の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造等、多面にわたる役割を担っていることから、すべての人がそれぞれの体力や関心、適正に応じて、生涯を通じて日常的に運動やスポーツに親しむ機会の提供に努めます。
- ②市民やスポーツ関連団体と連携・協働して、地域のスポーツ環境の整備に取り組みます。

(5) 郷土愛を育む教育の推進

- ①貴重な共有財産として地域で生まれ伝えられてきた文化財の保護と活用を進め、地域との連携のもと、次世代に継承することができる人材の育成と環境整備を進めます。
- ②市民一人ひとりが、本市の豊かな自然や各地域に受け継がれてきた伝統や文化、多様な地場産品と農水産物、地域人材についての認識を深めるとともに、ふるさとへの誇りや愛着を育み、社会の発展に貢献する人材の育成をめざします。

(6) まちぐるみの教育の推進

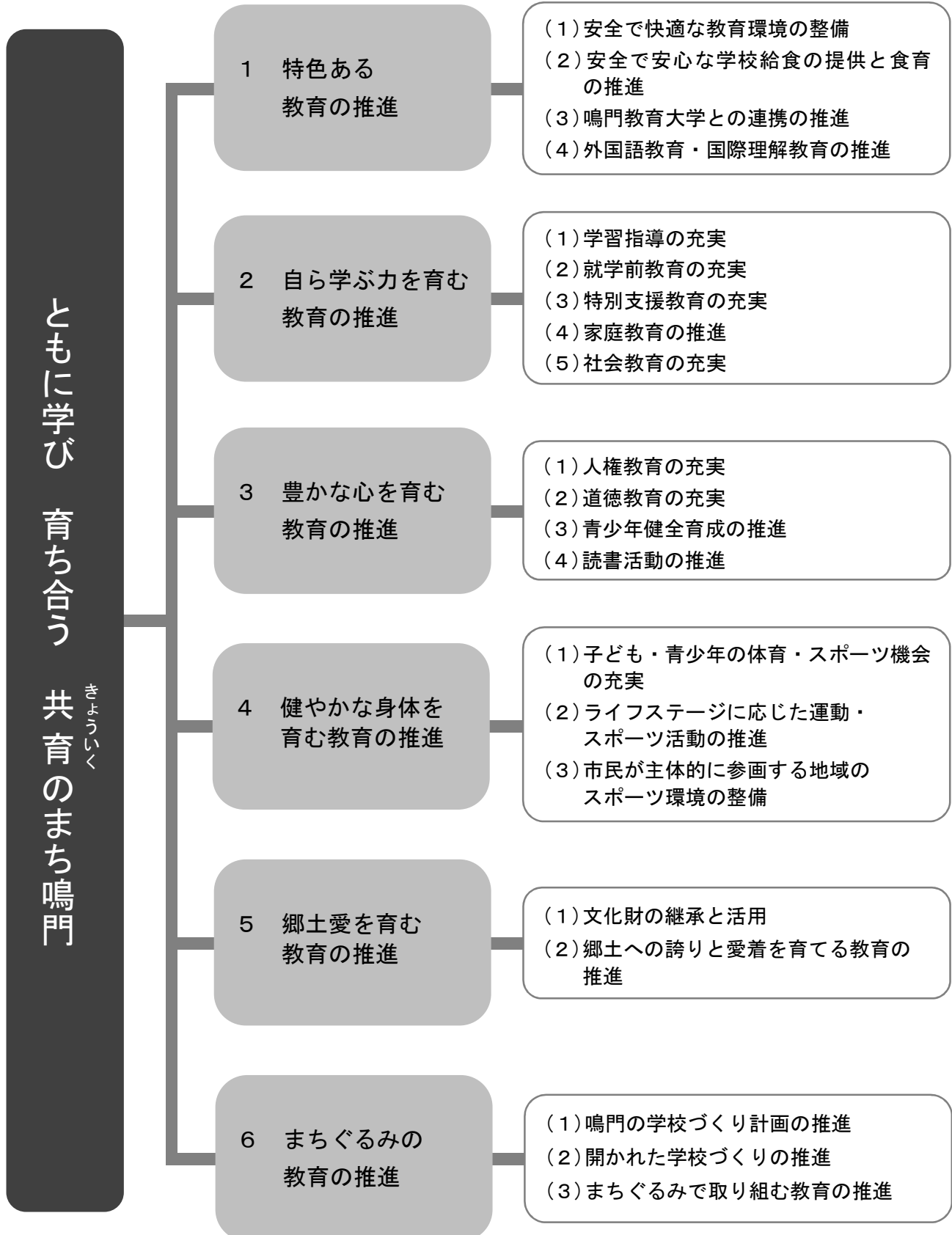
- ①子どもが減少するなか、子どもたちに将来にわたって望ましい教育環境を提供するため、学校や幼稚園の適正規模や適性配置について、保護者の意見を十分に聴取しながら検討を進めます。
- ②教育行政や学校での教育活動について、計画的な実施と結果の検証、改善につなげ、家庭や地域に対して説明責任を果たすとともに教育の質の向上を図ります。
- ③学校や地域の教育活動がより円滑なものとなるよう、家庭や学校、地域と連携・協働しながら、教育制度の改善や教育のネットワークづくりを推進します。

4 施策体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本方針】



第4章 基本計画

1 特色ある教育の推進

(1) 安全で快適な教育環境の整備

施策① 安全で快適な学校施設の整備充実

子どもたちが安全で快適な教育環境で学習できる学校施設、設備の整備を推進します。

【現状】

- 学校施設耐震化率は平成 27 年 4 月 1 日現在で 90.1%です。
- 学校施設はその多くが昭和 40 年代から 50 年代に建てられており、施設や設備の老朽化がみられます。
- 学校への不審者侵入対策としてフェンスやインターフォン等の安全施設、設備整備を実施しています。
- 子どもたちのライフスタイルの変化や老朽化対策として、トイレの洋式化をはじめとした施設改善を進めています。
- 中学校の全普通教室へ空調設備を設置しています。
- 遊具等の定期的な安全点検を実施しています。

【課題】

- ◆ 災害発生時の子どもたちの安全確保と地域住民の緊急避難場所の確保を図るため、学校施設の耐震化を早急に進める必要があります。
- ◆ 学校施設の老朽化対策や定期的な安全点検等、継続した施設の安全性の確保が求められます。
- ◆ アンケート結果から、「教育施設・環境充実」について、保護者の要望が高くなっており、早急かつ重点的な取組が求められます。

【主な取組】

- 学校施設の耐震化率 100%に向けて、計画的に事業を実施します。
- 計画的に防犯施設の整備や施設改修を実施し、定期的な安全点検を行います。
- トイレ環境の整備や空調設備等の施設整備を行います。

【成果目標・成果指標】

- ◎ 学校施設の耐震化率を 100%にします。
- ◎ 「教育施設・環境充実」の満足度を向上させます。

施策② 生命を守る防災・安全教育の推進

学校や地域の実情に応じた危機管理に努めるとともに、災害についての正しい知識と的確な判断力を身に付けることのできる防災教育を推進します。

【現状】

- 学校と家庭、地域が連携して避難訓練を実施するなど、地域の実情に応じた避難訓練が行われています。
- 平成 25 年度に策定した「鳴門市学校・幼稚園防災推進計画」に基づき、ヘルメットや懐中電灯等の災害対応備品等を幼稚園、小中学校に整備しています。
- AED（自動体外式除細動器）を全小中学校に整備するとともに、各学校で使用方法の講習会を実施しています。
- 平成 26 年度に策定した「鳴門市通学路交通安全プログラム」に基づき、地域住民や関連機関と連携して通学路の安全確保を行っています。
- 児童の安全を見守るスクールガードリーダー^(注3)が各小学校を巡回し、登下校時の見守り活動を行っています。

【課題】

- ◆各学校においては、それぞれの地域で災害規模や内容を想定しながら、日常的な備えや危機管理体制を整えておく必要があります。
- ◆全国的に通学中の交通事故や不審者による危害等が発生しており、引き続き子どもたちの安全の確保が求められます。
- ◆アンケート結果から、「学校での防災・安全教育」、「地域での防災・安全教育」について、保護者の要望や満足度が高く、継続した取組が求められます。

【主な取組】

- 家庭や地域と連携した避難訓練を実施するなど、継続した防災安全教育を進めます。
- 学校における危機管理マニュアルの整備や連絡体制の整備を引き続き実施します。
- 通学中の児童生徒の安全確保のため、通学路の安全点検や通学中の見守り活動を実施します。

【成果目標・成果指標】

- ◎家庭や地域と連携した避難訓練を実施する学校の割合を増やします。
- ◎通学路安全点検プログラムに基づく改善が必要な箇所を減らします。

(注3) 子どもの安全を守るために、通学路の巡回活動、不審者対応についての学校へのアドバイス、各地域で子どもを見守る「学校安全ボランティア（スクールガード）」の指導等の活動を行う。

(2) 安全で安心な学校給食の提供と食育の推進

施策① 安全で安心な学校給食の提供
学校における完全学校給食の実施と安全で安心な学校給食の提供に努めます。
【現状】
<ul style="list-style-type: none"> ●学校給食は、大麻中学校区の幼稚園、小中学校は大麻学校給食センターでの共同調理方式をとっていますが、それ以外の各学校は自校調理方式により完全学校給食を実施しています。 ●子どもたちの食生活が変化し、生活習慣病になる子どもも増加しています。 ●食物アレルギーを有する子どもが増加しており、学校給食においても対応を行っています。
【課題】
<ul style="list-style-type: none"> ◆自校調理方式の学校では、給食施設の老朽化等から修繕費が増加しており、市全体の学校給食の実施体制について引き続き検討する必要があります。 ◆自校調理方式の学校のうち、子どもの数が多い学校と少ない学校とでは、食材の仕入れコストや献立に差があります。 ◆食物アレルギーを有する子どもへの対応やドライ方式への切り替え等、衛生管理の強化が必要です。 ◆アンケート結果から、「学校給食、食育推進」について、保護者の要望や満足度が高く、継続した取組が求められます。
【主な取組】
<ul style="list-style-type: none"> ■新学校給食センターの早期完成と稼働開始に向けて、食材供給システムの検討等を進めるとともに、積極的な情報提供を行い、保護者等の疑問や不安の解消に努めます。 ■食物アレルギー対応を踏まえた献立内容の工夫や食材の原材料表示、調理場での安全性を考慮した給食の提供に努めます。
【成果目標・成果指標】
<ul style="list-style-type: none"> ◎新学校給食センターの早期稼働をめざします。 ◎完全学校給食の維持と学校給食に対する満足度を向上させます。

施策② 食育の推進

子どもから大人まですべての人が望ましい食習慣を身に付けられるよう、家庭や地域等と連携した食育を推進します。

【現状】

- 食生活の多様化が進むなかで、朝食の欠食や偏食等、子どもの食生活の乱れがあります。
- 肥満や過度の痩身、生活習慣病の増加等、子どもたちの健康を取り巻く状況が変化しています。
- 身近な地域の自然、食文化、産業等についての関心が薄れ、地域の伝統的な食文化が失われつつあります。
- 毎月19日を「なると学校食育の日」と定め、地産地消と食育の推進を図っています。
- 鳴門市食育推進計画（平成22年10月）に基づき、食を通じた健康な心と体を保ち、豊かな人間性を育てる食育を推進しています。

【課題】

- ◆家庭や学校において、生涯を通じて健康な望ましい食習慣を身に付けることや、生産者等、食に関わる人への感謝の気持ちを育てていくことも必要です。
- ◆食や健康等、食育に関する学習機会の提供については、ニーズの変化や男女協働参画といった観点からも内容を見直していく必要があります。
- ◆アンケート結果から、「子育て・子どもの健康に関すること」「料理教室」を受講したいと回答した保護者が多く、子どもの健康や食に関する生涯学習ニーズがあります。

【主な取組】

- 各学校において、食育全体計画に基づき、各教科や総合的な学習の時間等における食に関する指導の充実を図ります。
- 学校教諭及び学校栄養教諭と養護教諭が連携し、子どもの食生活が健康や学習等に対する意欲に及ぼす影響等を調査研究するとともに、効果的な指導を推進します。
- 子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、学校給食の献立内容の充実を図ります。
- 学校給食における地場産物の活用推進や米飯給食の一層の普及・定着を図りつつ、地域の生産者や生産物情報の提供に努めます。
- 各種学級等の生涯学習機会を通じて、食育を推進します。

【成果目標・成果指標】

- ◎学校給食における地場産物の使用割合を増やします。
- ◎毎日朝食を食べていると回答する児童生徒の割合を増やします。

(3) 鳴門教育大学との連携の推進

施策① 学園都市化構想の推進

鳴門教育大学との協定に基づき、本市教育の様々な分野において、大学との連携により学園都市化を推進します。

【現状】

- 平成 25 年 2 月に市、市教育委員会、鳴門教育大学の 3 者で鳴門市学園都市化構想協定を締結しています。
- 協定に基づき、鳴門町をモデル地区として、就学前教育・保育、生徒指導、課外活動等の 6 項目について取組を進めています。
- 鳴門教育大学の学生が、学習支援や特別支援、部活動支援、英検支援等、幼稚園、小中学校での教育活動においてボランティアを行っています。
- 生涯学習出前講座において、鳴門市と鳴門教育大学との連携事業講座として、豊富な学習メニューが提供されています。

【課題】

- ◆市内に鳴門教育大学がある強みをさらに生かした取組が求められます。
- ◆アンケート結果から、「大学との連携」について、保護者の要望や満足度が低く、取組への理解を求める必要があります。

【主な取組】

- 鳴門教育大学との連携のもと、学生による学習活動を支援する学習支援サポーター、特別支援教育サポーター、部活動等支援ボランティア、中学校英検学生サポーター等の取組を進めます。
- 児童図書室等の大学施設や教育支援講師等の派遣等、鳴門教育大学の教育資源を有効活用する取組を進めます。
- 鳴門教育大学との連携について、市民への広報強化に取り組めます。

【成果目標・成果指標】

- ◎鳴門教育大学との連携に関する市民の認知度の向上を図ります。
- ◎鳴門教育大学と連携して地域に向けた公開講座数や大学開放状況の向上を図ります。

施策② 校種間連携の推進
就学前から義務教育、高等教育まで、子どもの発達や学びの連続性を確保する教育を推進します。
【現状】
<ul style="list-style-type: none"> ● 「小一プロブレム」「中一ギャップ」等、進学の際の児童生徒の不適応が指摘されています。 ● 平成 22～23 年度にかけて、徳島県教育委員会の研究指定を受けて、幼小中連携推進モデル事業『学びのかけ橋プロジェクト』を実施しました。 ● 中一ギャップの解消や、学力の向上等のために、小中一貫教育を実施する例や、学校教育法の改正により義務教育学校の設置が可能となっています。 ● 瀬戸中学校区において、小中一貫教育の実現に向けて、「瀬戸中学校区幼小中一貫教育推進委員会」を立ち上げ、検討を進めています。
【課題】
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 幼稚園及び小学校、中学校のすべての教職員の共通理解のもと、連続性のある教育活動を推進していくことが、これまで以上に求められています。 ◆ アンケート結果から、「保育所、幼稚園、学校の連携、接続」について、小中学生保護者の要望が低く、重要性への理解を求める必要があります。
【主な取組】
<ul style="list-style-type: none"> ■ 各中学校区において、幼稚園、小中学校の円滑な接続が図られるよう、校区の実情に応じた連携を進めます。 ■ 鳴門教育大学と連携しながら、幼稚園から小中学校までの 11 年間を見通した教育の制度化実現に向けた研究を行います。 ■ 鳴門中学校区においては、鳴門教育大学との連携のもと、保育所、幼稚園、小中学校の連携の研究を行います。 ■ 瀬戸中学校区においては、小中一貫教育に向けて、教員を対象とした研修会を行います。
【成果目標・成果指標】
◎ 小中一貫教育や保育所、幼稚園、小中学校の連携に関する認知度の向上を図ります。

(4) 外国語教育・国際理解教育の推進

<p>施策① 外国語教育・国際理解教育の推進</p>
<p>豊かな国際感覚とコミュニケーション能力を身に付けた「世界にはばたく鳴門の子ども」の育成をめざして、発達段階に応じた国際理解教育や外国語教育を推進します。</p>
<p>【現状】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 学習指導要領の改訂に伴い、平成 23 年度から小学校 5、6 年生で週 1 時間の外国語活動が導入され、平成 24 年度からは中学校での英語の授業時数が週 4 時間へと増えています。 ● A L T（外国語指導助手）の派遣等、外国語活動の推進を図っています。 ● 鳴門教育大学の留学生を各小中学校に招き、文化の違いについて学ぶ機会を設けるなど、国際理解教育を進めています。
<p>【課題】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 急速なグローバル化に対応した、国際共通語としての英語力や異文化を理解することや、コミュニケーション能力の養成が求められます。 ◆ アンケート結果から、「国際理解教育・外国語教育推進」について、保護者の要望が高くなっており、早急かつ重点的な取組が求められます。
<p>【主な取組】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ A L T（外国語指導助手）を市内幼稚園、小中学校に派遣し、国際理解教育や外国語教育の充実を図ります。 ■ 小中学校教員の指導力向上に向けた授業支援・研修等を実施します。 ■ 中学生への英検受験料補助を行い、受験率の向上をめざします。 ■ 意識調査や英語能力判定テストを通じた実態把握に努めるとともに、指導改善に生かします。 ■ 研究指定校（地区）を設け、先行研究を進め、市全体の外国語教育の推進へとつなげます。 ■ 小学校外国語活動の充実に向けて、外国語活動支援員等を配置し、豊かな授業づくりの充実に努めます。 ■ 小学校外国語活動と中学校英検指導へのサポートとして、鳴門教育大学の学生サポーターを派遣します。 ■ 児童生徒の意欲向上に資するため、海外で活躍する人の講演会やイングリッシュキャンプ等を実施します。
<p>【成果目標・成果指標】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 外国の人に英語で話しかけられたら英語で答えると回答する中学 2 年生の割合を増やします。 ◎ 中学 3 年生の段階における英検 3 級以上合格者の割合を増やします。

2 自ら学ぶ力を育む教育の推進

(1) 学習指導の充実

施策① 学力向上の推進
<p>基本的な学習習慣や生活習慣を身に付け、確かな学力の定着を図ることにより、自ら学び、考え、行動する力を育てます。</p>
【現状】
<ul style="list-style-type: none"> ●徳島県学校マネジメント・学力向上実行プラン（平成25年2月）に基づき、幼稚園、小中学校において、学力向上推進員を中心に、学力向上実行プランを作成し、学力向上に取り組んでいます。 ●全国学力調査の、県における平均正答率の推移をみると、小学生は平成22年度以降年々低下し、平成26年度には-3.6点となっています。中学生は年度によって上下していますが、平成26年度には低下し、-0.8点となっています。 ●平成27年度全国学力調査の本市の平均正答率は、国・県の平均正答率を下回っている教科があり、判断力や表現力、学習意欲、学習習慣の点で課題がみられます。
【課題】
<ul style="list-style-type: none"> ◆過去5年間の「全国学力・学習状況調査」において、県は全国平均を下回ることが多く、判断力や表現力、学習意欲や学習習慣の点で課題が指摘されています。 ◆学習習慣を身に付けさせるなど家庭での教育を充実させる必要があります。 ◆アンケート結果から、「学力向上」について、保護者の要望が高くなっており、早急かつ重点的な取組が求められます。 ◆アンケート結果から、「基礎的な学力の習得や、自らが考え、判断する学習」について、保護者の要望が高くなっていますが、基本的な学習習慣の確立とともに、学力向上も踏まえた、さらなる取組の強化が求められます。
【主な取組】
<ul style="list-style-type: none"> ■引き続き、「全国学力・学習状況調査」や「徳島県学カステップアップテスト調査」に参加し、調査結果を基にした課題把握と授業改善に取り組めます。 ■学力向上実行プランに基づき、学校ごとに自らの教育活動の検証・改善を組織的に進めるとともに、教師の指導力向上を図ります。 ■家庭学習の手引き等を活用し、家庭での学習支援と定着を図ります。 ■学校関係者や有識者、市教育委員会で組織する鳴門市学力向上推進委員会を設置し、各学校が連携して情報収集や調査結果の分析を行うとともに、具体的な対策について研究を進め、全市一体となった取り組みを進めます。
【成果目標・成果指標】
<ul style="list-style-type: none"> ◎「全国学力・学習状況調査」について、目標の設定と結果に基づく改善を実施します。 ◎家庭での学習時間を増やします。 ◎家庭での学習を促すような働きかけをよくしたと回答する学校を増やします。

施策② ICT教育の推進
必要な情報を主体的に収集・判断・処理等し、発信・伝達等ができるICT ^(注4) 活用能力の育成に取り組みます。
【現状】
<ul style="list-style-type: none"> ●新学習指導要領には、各教科における指導のなかで、児童生徒がコンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段を適切に活用できるようにするための学習活動を充実すること、情報モラルを身に付けることとされています。 ●携帯電話やスマートフォンが急速に普及し、SNS^(注5)でのやりとりをきっかけにいじめ等のトラブルや、事件や事故に巻き込まれるなどの事例がみられます。
【課題】
<ul style="list-style-type: none"> ◆アンケート結果から、「ICT教育の推進」について、保護者の要望、満足度ともに低く、継続した取組が求められます。 ◆アンケート結果から、インターネット等の使用環境のある家庭が9割、携帯電話、スマートフォンを使用する中学生が6割を超えています。 ◆インターネットやスマートフォン、携帯電話が子どもたちの生活に身近なものとなっていることがうかがえますが、アンケート結果から、メールや情報通信機能を利用したことによるトラブルがおきたことはないという保護者の回答が半数を超えています。年齢があがるにつれてトラブルにあった児童生徒が増えていることから、子どもの実態の把握に努める必要があります。
【主な取組】
<ul style="list-style-type: none"> ■「わかる授業」を展開するための電子黒板等のICT機器の効果的な活用に関する取組を進めます。 ■電子黒板やICT機器等、教育の情報化に対応した教育環境を構築し、鳴門教育大学と連携した校内研修、授業研究会等を支援します。 ■教職員の情報教育機器活用能力の向上のため、訪問指導や授業支援を行います。 ■インターネットやスマートフォンを使用するうえでの注意点や危険性を各家庭に周知するとともに家庭での使用ルールづくりを支援します。
【成果目標・成果指標】
<ul style="list-style-type: none"> ◎電子黒板等の導入台数と授業での使用頻度を増やします。 ◎インターネットやスマートフォンの使用ルールを決めている家庭を増やします。

(注4) 情報通信技術 (Information and Communication Technology)

(注5) ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service)。人と人との交流を目的としたWEBサービスの総称。

施策③ キャリア教育の推進

自然体験や様々な体験活動を通じて、子どもの社会的・職業的自立に必要な能力や態度の育成等、発達段階に応じたキャリア教育^(注6)を推進します。

【現状】

- 子どもたちの働くことへの意欲は高いが、職業に対する理解が不十分であること、地域や社会の出来事への関心や自己肯定感が低いこと、将来の夢や目標に向かって努力する気持ちや、課題対応意識の低さ等が指摘されています。
- 徳島県キャリア教育推進指針（平成26年3月）に基づき、各学校においてキャリア教育に関する年間計画を作成しています。
- キャリア教育の必要性や意義の理解について、教職員一人ひとりの受け止め方や水準にばらつきがあることが指摘されています。

【課題】

- ◆教職員のキャリア教育についての理解を深め、指導力を高める必要があります。
- ◆子どもたちの発達段階に応じた、多様な体験的活動を実施する必要があります。
- ◆各学校において、地域と連携しながら体験的な学習活動を実施するための受入先を確保する必要があります。
- ◆アンケート結果から、「職業体験、社会見学実施」に対する要望や満足度が高く、継続した取組が求められます。

【主な取組】

- 各学校において、キャリア教育年間計画に基づき、学校全体でキャリア教育に取り組みます。
- 職場体験、インターンシップ等の体験活動を通じて、子どもたちのキャリア発達を促す教育を推進します。
- 教職員に対して、キャリア教育の推進に向けた研修を行います。

【成果目標・成果指標】

- ◎児童生徒の進路に向けた意識を向上させます。
- ◎将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合を増やします。
- ◎教科学習が将来社会に出たときに役立つと思う児童生徒の割合を増やします。

(注6)一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

(2) 就学前教育の充実

施策① 就学前教育の充実

一人ひとりが心豊かでたくましく生きる力の基礎を育むことができる就学前教育を推進するとともに、家庭や地域と連携した子育て支援に取り組みます。

【現状】

- 市内には、公立の幼稚園が13園、私立の幼稚園が1園、公立の保育所が4か所、私立の保育所が15か所、認定こども園が1園あります。
- 本市の公立幼稚園は、小学校に併設しており、平成27年5月現在で4、5歳児の82.0%が就園していますが、園児数は減少傾向にあり、平成27年には845人（うち公立幼稚園は708人）となっています。
- 公立幼稚園でもっとも園児数の多い精華幼稚園は100人、もっとも少ない鳴門東幼稚園では6人と、園児数の差が大きくなっています。
- 一時預かり事業（午後保育）を公立幼稚園では、12園で実施しており、土曜日も5園で実施していますが、利用希望者が増加傾向にあります。

【課題】

- ◆子ども・子育て支援新制度への移行により、市全体の就学前教育・保育のあり方について、検討していく必要があります。
- ◆一時預かり事業の利用が増加しており、保育担当者の勤務体制や施設整備に課題があります。
- ◆アンケート結果から、幼稚園の再編について、幼稚園保護者の過半数が何らかの方針で再編を進めた方がよいと回答していますが、「幼稚園の再編は少人数園となっても小学校と一体として考えた方がよい」という意見も4割あります。

【主な取組】

- 子どもの発達段階に応じた計画的な教育活動を推進します。
- 保育所、認定こども園、小学校、地域と連携し、子どもの発達段階に応じた課題等を共有し、スムーズな就学への取組を進めます。
- 計画的な教員採用と臨時教員の適正配置に努めるとともに、研修等による教員の資質の向上を図ります。
- 一時預かり事業や未就園幼児の親子登園等の取組を通じて、地域の子育て支援機能の充実を図ります。
- 私立保育所等の認定こども園への移行状況や将来的な幼児数の見込み、また保護者や有識者の意見も踏まえながら、市全体の就学前教育・保育という視点で公立幼稚園のあり方について、検討を進めます。

【成果目標・成果指標】

- ◎子どもは喜んで幼稚園に行っていると回答する保護者の割合を増やします。
- ◎一時預かり事業の活動に対する満足度の向上を図ります。
- ◎就学前教育・保育における公立幼稚園のあり方を検討します。

(3) 特別支援教育^(注7)の充実

<p>施策① 特別支援教育の充実</p> <p>特別な教育的ニーズのある子どもに対して、そのもてる力を最大限に高め、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導及び必要な支援を行います。</p>
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市内のすべての小中学校に特別支援学級を設けており、本市の特別支援学級に在籍する生徒は平成27年5月現在157名で、年々増加傾向にあります。 ●一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育支援を行うため、教育支援委員会を設置し、保護者との相談を重視した早期支援を行っています。 ●個別に特別な支援を要する幼児児童生徒に対し、学習や生活支援を行う特別支援教育支援員及び特別支援教育サポーター（学生ボランティア）を幼稚園、小中学校に配置しています。
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆特別な支援を必要とする子どもの増加に加え、障がいの内容や必要な支援も多岐にわたるため、適切に対応していく必要があります。 ◆アンケート結果から、「特別支援教育」において、本市が取り組むべきこととして、「個々の子どもの特性にあった支援」「友だちや集団とのかかわりのなかでともに育ちあう環境」となっています。
<p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■個別指導計画や個別の教育支援計画を作成するなど、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行います。 ■校内支援体制と教職員研修の充実を図るとともに、特別支援教育への理解を図るため家庭や地域への普及啓発を推進します。 ■個別に特別な支援を要する幼児児童生徒に対し、学習や生活の支援を行う特別支援教育支援員、学生ボランティアによる特別支援教育サポーターを配置します。 ■医師、大学教員等、各分野の専門家で組織する教育支援委員会を設置するとともに、特別支援教育コーディネーターを活用し、保護者との相談を重視し早期支援に努めます。 ■特別支援教育推進組織として、地域連携協議会を設置し、子どもの発達・教育相談会の開催、個別ケース会議、教職員研修等を実施します。 <p>【成果目標・成果指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎特別支援教育に対する認知度の向上を図ります。 ◎ノーマライゼーション^(注8)やユニバーサルデザイン^(注9)等の理念の普及を図ります。

(注7)障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

(注8)社会的に不利を受けやすい人々が、社会のなかで他の人々と同じように生活し活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

(注9)できるだけ多くの人々が利用可能であるように、製品、建物、空間等をデザインすること。

(4) 家庭教育の推進

施策① 家庭教育の推進
<p>家庭教育がすべての教育の出発点であるという認識のもと、学校や地域と家庭が連携して子どもの教育に取り組むことができる環境づくりを推進します。</p>
【現状】
<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭の教育力の低下や家庭と地域とのつながりの薄れが指摘されています。 ● 子どもたちの学力向上を目的として、家庭学習の手引きを各学校で作成しています。 ● 子どもがいる世帯においても生活に困窮する家庭が増加しており、家庭教育が困難な事例があります。
【課題】
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育てや教育が困難であることに関する悩みを抱える家庭もあることから、様々な主体と連携して家庭への支援を行っていく必要があります。 ◆ アンケート結果から、家庭と地域の「かかわりが弱くなっている」と回答する方が半数を超えていますが、家庭・学校・地域等の教育の場面で、「協力できる機会があれば協力したい」と回答する方が7割を超えています。 ◆ アンケート結果から、子育てに対して、進学や進路、いじめ、教育方法、費用等の不安があると回答する保護者が多くなっており、家庭への支援が必要となっています。 ◆ アンケート結果から、子どもたちの道徳心や公共心が「低下している」と思うという回答が多く、「家庭での教育を確実にする」ことが必要という回答が多くなっていました。
【主な取組】
<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼稚園、小学校、中学校のPTA家庭教育学級等において、保護者を対象とした家庭での子育てや家庭教育に関する学習活動を支援します。 ■ 各学校において家庭学習の手引き等の周知啓発を行い、子どもの家庭学習を支援します。 ■ 子育てに関する相談や支援を充実するとともに、経済的な理由により就学が困難な家庭の支援を行います。
【成果目標・成果指標】
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 家庭での学習時間を増やします。 ◎ 家庭での学習を促すような働きかけをよくしたと回答する学校を増やします。

(5) 社会教育の充実

施策① 生涯学習の推進

すべての人が生きがいをもっていきいきとした生活がおくれるよう、自由に学習機会を選択し、自ら進んで学び、学習の成果を地域で生かすことができる生涯学習社会の実現をめざします。

【現状】

- 高齢者学級や女性学級、成人学級等の各種学級の他、様々な講座等を開設するとともに、社会教育団体の指導育成を行っています。
- 高齢者が増加しており、余暇時間を生かした生涯学習やボランティア活動のニーズが高くなっています。

【課題】

- ◆生涯学習活動で得た知識や技能を地域で生かすことができる仕組みづくりが必要です。
- ◆市民のニーズの変化に応じた講座や学習機会を提供していく必要があります。
- ◆地域の優れた人材や資源を生かして地域貢献活動につなげていく必要があります。
- ◆アンケート結果から、幼稚園、小中学校保護者においては、スポーツ・レクリエーションや料理、子育てや子どもの健康に関する生涯学習ニーズが高くなっています。

【主な取組】

- 各種学級、講座や各社会教育団体のリーダー養成を支援するため、指導者研修等を充実します。
- 社会教育団体相互の協力体制や情報交換ネットワークの強化を図るとともに、団体活動の先進事例や講師に関する情報、活動財源に関する情報の提供に努めます。
- 各種学級、講座や生涯学習まちづくり出前講座等の学習内容の充実と、学習方法の改善を図ります。
- 各地域において、地域の優れた人材や地域資源を生かした学習機会の創出に努めます。

【成果目標・成果指標】

- ◎身に付けた知識・技能や経験を生かしている人の割合を増やします。
- ◎現代的・社会的な課題に対応した学習を行った人の割合を増やします。

<p>施策② 公民館活動の推進</p>
<p>地域に密着した学習の拠点として、地域のニーズに応じた多様な学習機会を提供し、地域と連携した公民館運営を進めます。</p>
<p>【現状】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●大規模公民館 9 館、小規模公民館 3 館で地域に根ざした公民館活動を行っています。 ●地域の自治活動等、地域ニーズの拡大に対応するため、大規模公民館では地区自治振興会やNPO法人に公民館の運営の一部を委託し、弾力的な運用を図っています。 ●多くの公民館が昭和 40 年代から 50 年代に建築されたものであり、施設や設備の老朽化がみられます。
<p>【課題】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆公民館を利用する世代に偏りがあり、若年層の生涯学習活動における利用を図っていく必要があります。 ◆計画的に修繕等を行い、施設・設備の改善を図っていく必要があります。 ◆アンケート結果から、「公民館・地域のボランティア活動」に対する幼稚園、小中学生保護者の要望が低く、重要性への理解を求める必要があります。
<p>【主な取組】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■地域の生涯学習を担う拠点施設として、地域のニーズに即した学習機会の提供を行います。 ■社会教育指導員がコーディネーターとして実施する各種学級、講座を通じて、地域人材の発掘や指導者を育成します。 ■地域のニーズに対応するため、段階的に修繕等で施設・設備の改善を図ります。
<p>【成果目標・成果指標】</p>
<p>◎公民館で行われる地域の行事等への参加者の増加、学習内容の充実を図ります。</p>

3 豊かな心を育む教育の推進

(1) 人権教育の充実

施策① 学校における人権教育の推進

人権教育の改善・充実に努め、人権尊重の態度や行動を育成し、同和問題をはじめ様々な人権問題を解決する確かな人権教育を推進します。

【現状】

- 知的理解の深化と人権感覚の育成を図る人権学習に取り組むとともに、教職員研修を充実させ、全教職員が一体となった人権教育を推進しています。
- 鳴門市人権教育研究大会を開催し、保育所、幼稚園、小中学校の公開授業（保育）や学校教育・社会教育の分科会研究討議等を行い、人権教育の実践的研究を深め、人権教育の改善・充実に努める取組を推進しています。

【課題】

- ◆ 今後は学校を核として学校・家庭・地域が一体となった人権教育をより一層推進し、地域ぐるみ、市民ぐるみで同和問題の解決とすべての人の人権が尊重される社会の実現に努める必要があります。
- ◆ アンケート結果から、「人権問題を考える機会」や「人権問題について相談できる体制」に対する要望が低く、重要性への理解を求める必要があります。

【主な取組】

- 人権教育の推進者としての教職員の資質向上を図るため、教職員研修を充実させ、全教職員が一体となった人権教育を推進します。
- 「徳島県人権教育推進方針」「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」等の知見を踏まえ、知的理解の深化と人権感覚の育成を図るため「体験を通じた学習」を重視した人権学習に取り組み、人権を尊重する行動がとれる力の育成を図ります。
- 同和教育の成果や手法等への評価を踏まえ、人権教育のさらなる改善・充実に努めます。
- 校種間の連携を密にし、研修や情報交換を行い、発達段階を踏まえ、地域の実情に応じた系統的な人権教育の推進を図るとともに、地域の資源を活用した授業・教材づくりに努めます。

【成果目標・成果指標】

- ◎ 「人権問題を考える機会」や「人権問題について相談できる体制」の満足度、重要度を向上させます。

施策② 社会人権教育の充実

すべての市民が様々な人権問題を解決する意欲と実践力を高められるよう、学習内容・手法の改善、充実及び学習機会と場の拡充を図ります。

【現状】

- すべての市民が、人権問題のもっとも重要な課題として同和問題について正しく認識し、自らの課題として完全解決のために行動することをめざして、これまでの同和教育の成果や手法を生かした人権教育の構築を図り、講演会、研修会を開催するとともに、各種学級・講座や社会教育関係団体、各種機関・団体、企業等で学習活動を推進しています。
- 11月10日から12月10日までを「鳴門市人権教育推進強調月間」とし、市内各地で人権文化祭をはじめとした各種行事を実施し、すべての市民が人権尊重と部落差別解消への取組を強め「差別を許さない市民運動」を進めています。
- 鳴門市人権教育推進協議会及び市内13地区に組織されている地区人権教育推進協議会の活動を支援する他、同和問題解決への取組を通して市民の人権意識の高揚を図り、すべての差別をなくすための実践活動の充実や活発化に努めています。

【課題】

- ◆偏見や差別は、今なお様々な形態で存在しており、今後も継続した取組が求められています。日常生活のなかでも、お互いの人権を尊重し考え行動する、人権を大切にする文化の定着を図っていく必要があります。
- ◆アンケート結果から、「人権問題を考える機会」や「人権問題について相談できる体制」に対する要望が低く、重要性への理解を求める必要があります。

【主な取組】

- 社会教育関係の指導者や職員の研修を充実し、指導体制の強化に努めます。
- 各種学級・講座、団体・機関、企業等において、同和問題をはじめとする様々な人権問題についての学習の推進、系統的・継続的学習の機会と場の拡充を図ります。
- 視聴覚教材や資料の充実等、魅力ある学習内容・手法の充実を図ります。
- 鳴門市人権教育推進協議会や地区人権教育推進協議会、企業部会の活動支援に努めます。
- 「鳴門市人権教育推進強調月間」における啓発活動をはじめ、各種講演会、啓発パンフレット等の作成と配布等、あらゆる機会と場をとらえて、市民一人ひとりの人権意識の高揚、啓発活動の推進・充実に努めます。

【成果目標・成果指標】

- ◎「人権問題を考える機会」や「人権問題について相談できる体制」の満足度、重要度を向上させます。

(2) 道徳教育の充実

施策① 道徳教育の充実
<p>学校や家庭、地域が連携して、他人を思いやる心や感謝する心、豊かな情操をもった子どもを育てる道徳教育を推進します。</p>
【現状】
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちの規範意識の低下や、あいさつ等の社会生活を営むうえで必要な力が欠けていることが指摘されています。 ●教育基本法では、教育の目的に「豊かな情操と道徳心を培う」と示されており、教育基本法の改正を受けて学習指導要領が改訂され、小中学校においては、道徳教育推進教師が中心となって道徳教育の全体計画を作成し、これに基づき道徳教育を進めています。
【課題】
<ul style="list-style-type: none"> ◆学校においては、学校生活全体を通じて、豊かな情操や道徳心が育まれる活動や体験を提供することが必要です。 ◆子どもの成長段階に応じて道徳心や公共心を醸成していくには、学校だけではなく、家庭や地域と連携していくことが重要です。 ◆アンケート結果から、「道徳・人権教育推進」に対する要望、満足度とも比較的高くなっていますが、子どもたちの道徳心や公共心が「低下している」と感じる保護者が多く、さらに、子どもに「人を思いやり、支えあう優しい心をもつようになってほしい」と回答する保護者が多くなっています。
【主な取組】
<ul style="list-style-type: none"> ■道徳教育の全体教育に基づき、発達段階に応じた道徳教育を推進します。 ■教育活動全体を通じて、子どもたちの豊かな情操を育てる教育と道徳教育の充実に努めます。 ■教員の道徳教育への理解を深めるとともに、教員一人ひとりの指導力の向上を図ります。
【成果目標・成果指標】
<ul style="list-style-type: none"> ◎学校の規則を守っていると回答する児童生徒の割合を増やします。 ◎人の気持ちがわかる人間になりたいと思う児童生徒の割合を増やします。 ◎人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合を増やします。

(3) 青少年健全育成の推進

施策① 青少年健全育成の推進

地域と一体となって子育て環境を整備し、子どもの居場所づくりや体験活動、奉仕活動等の機会を提供します。また、青少年の非行防止、更生指導や環境浄化に努め、心身ともに健康な青少年を育成します。

【現状】

- 青少年の規範意識や道徳心・自立心の低下といった深刻な状況が顕在化しています。
- 家庭・学校・地域の役割を明確にし、それらの連携によって様々な活動機会を提供することが求められています。
- 地域のつながりを強化し、豊かな人間性を育むとともに、青少年が自ら学び自ら考える、「生きる力」を育むことが重要となっています。
- 青少年センターでは、地域安全ネットワークの構築や青少年の非行防止、更生指導や環境浄化を行っています。

【課題】

- ◆ 市民の活動を支援するため、学習プログラムや指導者に関する情報提供、地域の教育施設の有効活用、指導者の育成を図ることが重要となっています。

【主な取組】

- 子ども会指導者養成講座「杉の子学校」をはじめ、リーダー研修会等、体験活動の充実を図り、子ども会や青少年育成団体の指導者研修に対する支援を強化します。
- 高校生や青年リーダーの研修に努め、ボランティア精神を培い、次代の指導者の養成を促進します。
- 青少年団体への指導者の紹介、各種補助事業等の情報提供や申請手続き、各種交流事業等への支援を行います。
- 小学校区ごとに地域の保護者や青少年育成団体等地域の方々の参画を得て、放課後や休日等に子どもたちがスポーツ・文化活動や学習、地域住民との交流活動を実施する「放課後子供教室推進事業」を実施します。
- 学校における、より効果的な家庭教育活動を支援します。
- 社会教育団体・自治組織等と連携して、市内全体の青少年健全育成の強化に努めます。
- 若者が主体的に参画する成人式の実施について検討を行います。
- 学校や関係機関と連携を図り、効果的な補導活動を実施するとともに、問題のある児童生徒は、補導後も適切な継続指導に努め、生活の確立と学校生活への早期復帰を支援します。
- 青少年への有害図書等の回収ポストの設置等による有害環境浄化活動の推進を図ります。
- 活動概要「みちびき」や「ハマボウ」等の広報誌を通じ、非行防止や健全育成の広報活動を積極的に推進するとともに、「うずっ子ダイヤル」の活用等、子どもの悩みに対応できる相談体制づくりに努めます。

【主な取組】（続き）
【成果目標・成果指標】
◎地域の行事に参加する児童生徒の割合を増やします。
◎学校の規則を守っていると回答する児童生徒の割合を増やします。

施策② いじめ、不登校への対応

関係機関と連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組むとともに、不登校児童生徒への早期対応に努めます。

【現状】

- 「鳴門市青少年センター運営協議会」（「鳴門市いじめ問題対策連絡協議会」を兼ねる）や「鳴門市いじめ問題等対策委員会」において、いじめの防止等の対策を実効的に行い、学校と連携した対応を図っています。
- 不登校の問題について、適応指導教室（うず潮教室）で、教育相談や自立支援等の対応を図っています。
- 国においては、フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒の現状を踏まえ、学校外での学習の制度上の位置づけや、子どもたちへの支援策の在り方について検討を行っています。

【課題】

- ◆いじめや不登校の問題については、生命や将来の人格形成に関わる極めて重大な問題であることから、その未然防止や早期発見、早期対応等の取組が求められます。
- ◆学校や保護者と積極的に連携・相談しながら、児童生徒の個々の状況に応じた効果的な取組を行うとともに、国における学制等の見直しに応じた対応を図っていく必要があります。
- ◆アンケート結果から、「不登校・いじめ問題の解消」に対する要望が高くなっており、早急な対応が求められます。

【主な取組】

- いじめや不登校に悩む児童生徒や保護者、学校に対する教育相談活動の充実に努め、連携し解決に努めます。
- 学校へ行きづらい児童生徒の居場所として、適応指導教室（うず潮教室）において、個々の状況に応じた自主活動やグループ活動を通じ、コミュニケーション能力を高め、自立し、学校復帰できる支援体制の整備と活動内容の充実に努めます。

【成果目標・成果指標】

- ◎学校に行くのが楽しいと回答する児童生徒の割合を増やします。
- ◎自分には、よいところがあると思うと回答する児童生徒の割合を増やします。
- ◎いじめは、どんなことがあってもいけないことだと思うと回答する児童生徒の割合を増やします。

(4) 読書活動の推進

<p>施策① 読書活動の推進</p>
<p>市民の教養、調査、研究等の活動に資するため、図書館資料の一層の充実と整備を図るとともに、家庭や学校と連携して子どもの自主的な読書活動の支援に努めます。</p>
<p>【現状】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●市立図書館は、NPO法人に業務を拡大委託し、開館時間の延長等、サービスの向上に努めています。 ●子どもの読書活動推進計画に基づき、家庭、学校、図書館、社会施設等関係機関で読書活動の推進に取り組んでいます。 ●一部の学校図書館においては、子どもの読書活動を支援するため学校図書館サポーターを配置しています。
<p>【課題】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆すべての子どもが自主的に読書活動に取り組むことができる環境整備・充実に努め、子どもたちが豊かな心を育み、生涯にわたって読書に親しみ、自ら学ぶことのできる力の育成をめざす必要があります。 ◆学校や保護者と積極的に連携・相談しながら、一人ひとりの子どもの状況に応じた効果的な取組を行っていく必要があります。 ◆アンケート結果から、「読書活動の推進」に対する要望、満足度が高くなっており、今後も継続した取組が求められます。
<p>【主な取組】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■図書館資料等の充実を図るとともに、インターネットを利用した図書館資料の提供等、市民の多様化したライフスタイルに対応した図書館機能の充実を図ります。 ■NPO法人との協働により、図書館業務や各種事業の充実に努めます。 ■すべての子どもが自主的に読書活動に取り組むことができる環境整備・充実に努めます。 ■学校図書館サポーターと司書教諭の連携による読書活動の推進を図るとともに、学校での読書活動の充実に向け、学校司書の配置を含め学校図書館の充実を図ります。 ■読書の生活化プロジェクトへの参加や全校一斉読書の推進等を通じて、児童生徒の読書活動の充実を図ります。
<p>【成果目標・成果指標】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◎読書が好きだと回答する児童生徒の割合を増やします。 ◎子どもが家庭でよく絵本を見ていると回答する保護者の割合を増やします。

4 健やかな身体を育む教育の推進

(1) 子ども・青少年の体育・スポーツ機会の充実

施策① 子ども・青少年の体育・スポーツ機会の充実
<p>学校における体育・スポーツ活動や地域のスポーツ活動の支援を行い、様々な種目に触れる機会を確保し、子ども・青少年の健全育成をめざします。</p>
【現状】
<ul style="list-style-type: none"> ●過去1年間に運動・スポーツを実施していない小中学生の割合が、全国と比較して高くなっています。 ●少子化によりスポーツ少年団の加入者や指導者の確保が難しくなっています。 ●運動習慣が身に付いていない青少年が増加するなかで、小中学校体育連盟が学校行事として行う体育行事、運動部活動の重要性が高まっています。
【課題】
<ul style="list-style-type: none"> ◆団員や指導者の確保のため、スポーツ少年団同士の合併や総合型地域スポーツクラブとの連携が必要です。 ◆競技力の向上を図るために、優秀な成績を残した選手を表彰するなどの取組を継続する必要があります。 ◆アンケート結果から、「スポーツに親しめる環境」について要望が高くなっており、早急な取組が求められます。
【主な取組】
<ul style="list-style-type: none"> ■スポーツ関連組織と連携し、幼児期からスポーツに触れる機会を創出します。 ■活動PRや指導者の確保、体育施設の使用等、スポーツ少年団の活動を支援します。 ■子ども・青少年の体力向上のため、スポーツ大会を開催するなど、スポーツ活動機会の充実に努めます。 ■子ども・青少年のスポーツ活動充実を図るため、スポーツボランティアスタッフの発掘と育成に努めます。 ■小中学生の体力増進と競技力向上、スポーツへの興味・関心喚起のため、小中体育連盟が実施する体育活動を支援します。 ■競技力向上のため、四国大会・全国大会等に出場する中学生の旅費等の経費負担を行います。 ■スポーツ意欲向上のため、県記録の樹立や四国大会・全国大会で優秀な成績を残した小中高生を表彰します。
【成果目標・成果指標】
<ul style="list-style-type: none"> ◎過去1年間の運動・スポーツの非実施者の割合を減らします。 ◎全国体力・運動能力調査における小学校5年生、中学校2年生の体力合計点について、全国平均以上を維持します。

(2) ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進

<p>施策① ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進</p>
<p>ライフステージに応じた運動やスポーツ活動が行えるように、機会の創出、活動の支援等を通じて、生涯スポーツの推進を図ります。</p>
<p>【現状】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●週1回以上の運動・スポーツを実施している成人割合は、男性で44.6%、女性で30.6%となっています。 ●運動・スポーツを行う際の阻害要因は世代によって異なります。 ●学校体育施設の開放を知らない市民が6割となっています。 ●スポーツボランティアの実施状況や実施希望の割合が全国平均より高くなっています。
<p>【課題】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆国の目標値に近づけるためにも、市民が今後行いたいスポーツ種目等、市民ニーズに対応した取組が求められます。 ◆年齢、性別、障がいの有無を問わずスポーツ活動に取り組むことができる環境整備が求められます。 ◆新たな社会施設の整備が課題となるなかで学校体育施設の有効活用が求められていることから、学校体育施設の開放をより広く周知することが必要です。 ◆受益者負担や管理運営方法等、学校体育施設の適切な管理運営が求められます。 ◆高齢者が増加するなかで、介護予防の一貫として健康づくり・体力づくりを進めることが重要です。
<p>【主な取組】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■市民のニーズに対応した多様な運動・スポーツの場を提供し、運動やスポーツへの参加機会の拡充を図ります。 ■スポーツへの関心を高めることや参加へのきっかけづくりのため、鳴門クロスカントリー大会やチャレンジデー等を開催します。 ■市民に身近なスポーツの場として小中学校の学校体育施設の開放と運営管理手法の検討を行います。 ■スポーツ団体と連携し、スポーツ指導や大会の運営、団体の運営等に携わるスポーツボランティアの拡充に努めます。 ■地元プロスポーツチームと連携し、市民のスポーツ観戦を促進します。 ■効果的なスポーツ情報の発信により、スポーツ参加の促進を図ります。 ■介護予防事業と連携し、スポーツイベントや介護予防教室を通じて、高齢者のスポーツの習慣化と健康増進を促進します。 ■増加する高齢者が気軽に始めることができるスポーツの場の拡充を図ります。 ■スポーツ団体と連携し、障がいのある人のスポーツ参加機会の拡充に努めるとともに、スポーツ施設の整備・改善に努めます。 ■障がい者スポーツ・レクリエーション大会を支援します。

<p>【主な取組】（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■スポーツ団体の練習や大会が継続的に行えるよう学校・社会体育施設の優先使用に配慮します。 ■競技力の向上を図るため、全国大会及び世界大会に出場する選手の旅費等の経費を負担し、大会出場を支援します。 ■選手のスポーツ意欲向上のため、全国大会や世界大会等で優秀な成績を残した選手等を表彰します。 <p>【成果目標・成果指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎成人の週1回以上の運動・スポーツ実施割合 65%程度をめざします。 ◎鳴門市チャレンジデー60%以上の参加率をめざします。 ◎スポーツボランティアの実施率の向上をめざします。

（3）市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

<p>施策① 市民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備</p> <p>体育協会、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ関連組織をはじめとする関係者との連携や市民との協働により、地域の運動・スポーツ環境の整備に取り組みます。</p>
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●体育協会は主に加盟団体の活動支援を行っています。 ●スポーツ基本法に基づき、スポーツ推進委員を委嘱し、実技指導やスポーツ事業の運営が実施されています。 ●今後行いたいスポーツとして、水泳やヨーガの希望者が多くなっています。
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆体育協会には、加盟団体だけでなく、すべての市民を対象としたスポーツ支援が求められます。 ◆市民が主体的に地域のスポーツ環境を整備するうえで、体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員等のスポーツ関連組織と連携して取組を進める必要があります。 ◆地域住民のニーズを踏まえたスポーツのコーディネートに積極的に取り組む必要があります。 ◆総合型地域スポーツクラブの認知度向上やスポーツ活動上の安全対策が必要です。 ◆水泳やヨーガ等に対応できる施設が整備されておらず、既存施設の老朽化がみられるため、スポーツニーズへ対応した施設の整備が必要です。
<p>【主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■体育協会と連携して市民の主体的なスポーツ活動を促進するとともに、体育協会加盟団体の普及活動や競技力向上を目的とした財政的支援を行います。

【主な取組】（続き）

- 研修会や総合型地域スポーツクラブの創設や運営への参画、スポーツ活動全般のコーディネートを促し、スポーツ推進委員の育成と活動の場の充実に努めます。
- 総合型地域スポーツクラブの施設利用や持続的な運営ができるよう、支援のあり方を検討します。
- スポーツ関係者を対象とした熱中症やスポーツ事故対策、AED使用講習等のスポーツ安全講習会等を開催します。
- 老朽化した既存スポーツ施設の改修、屋内温水プール等を設置した複合施設をはじめとする新たなスポーツ施設の整備について検討します。

【成果目標・成果指標】

- ◎総合型地域スポーツクラブの利用者数（延べ人数）を増やします。
- ◎総合型地域スポーツクラブの認知度を高めます。
- ◎市及び市スポーツ関連組織が開催する、スポーツ活動中の安全確保を図るための講習会等への指導者や競技者等の参加者数（延べ人数）を増やします。

5 郷土愛を育む教育の推進

(1) 文化財の継承と活用

施策① 文化財の継承と活用
<p>地域で生まれ伝えられてきた文化財の保護管理と活用を進め、保護意識の高揚を図るとともに、貴重な共有財産として地域住民とともに次世代に継承することができる環境整備を進めます。</p>
【現状】
<ul style="list-style-type: none"> ●本市には、国指定文化財 7 件、県指定文化財 15 件、市指定文化財 54 件、国登録有形文化財 22 件の計 98 件の指定・登録文化財が所在します。 ●文化財のなかには、江戸時代の製塩施設を今にとどめる国指定重要文化財「福永家住宅」や、前方後円墳が段階的に発展していく過程が理解できる「鳴門板野古墳群」、大正時代にドイツ兵捕虜と地域住民との間で異文化交流が活発に行われた「板東俘虜収容所跡」等、様々な時代のロマンを感じ取ることができる文化財が数多く残っています。 ●埋蔵文化財は、平成 18 年（2006 年）度に作成された徳島県遺跡地図をもとに、地域開発との調和を図りながら、保存体制を強化する必要があります。
【課題】
<ul style="list-style-type: none"> ◆文化財の保存整備と、管理体制の充実を図り、次世代に確実に継承していくことが求められます。 ◆アンケート結果から、「市の文化、歴史・芸術の継承、紹介」「市の自然・歴史・文化の学習」に対する要望が低く、重要性への理解を求める必要があります。
【主な取組】
<ul style="list-style-type: none"> ■文化財保護活用団体の育成と充実を図り、地域的特色を反映した財産としての認識を深め、愛着をもってもらうための環境整備を進めます。 ■「四国八十八箇所霊場と遍路道」及び「鳴門の渦潮」の世界遺産登録については、県や関係市町と連携して推進します。 ■文化財の保護・活用を推進するため、基礎資料の収集・整備に努めるとともに、有形資料の収集も進めます。 ■指定文化財の状況調査を行い、適切な保護管理に努めるとともに、地域に調和した整備・活用の方法を検討します。 ■基礎調査により価値があると認められたものについては、指定文化財として保護するとともに、地域に根ざした活用方法を研究します。 ■文化財の公開・活用を図るため、公共施設等を利用した公開や県教育委員会及び文化財保護団体との連携のなかでの活用を図り、文化財の性質に応じて多様な公開と活用の場の創出を図ります。 ■埋蔵文化財の保護については、地域開発との調和を図り、円滑な保護体制の充実に努めます。
【成果目標・成果指標】
<p>◎市の文化財に関する市民の認知度の向上を図ります。</p>

(2) 郷土への誇りと愛着を育てる教育の推進

施策① 郷土への誇りと愛着を育てる教育の推進

すべての市民が本市の豊かな自然環境、伝統文化や文化財に触れ、学ぶことができるよう、学習機会の充実と郷土への誇りと愛着をもった市民の育成に努めます。

【現状】

- 学校では、各教科や特別活動等において、徳島県や鳴門市についての学習の他、身近な地域の自然環境、地場産業や地域資源を生かした教育活動に取り組んでいます。
- 生涯学習出前講座では、本市の郷土史や文化財、産業等の学習機会を提供しています。

【課題】

- ◆本市が誇る、伝統文化や文化財、地域資源を継承・活用していくため、市民がこれらを体験し、学ぶ機会を増やしていく必要があります。
- ◆学校においても、ふるさと鳴門に誇りと愛着をもってもらうため、本市の歴史や伝統文化、地域の自然や産業等について学ぶ機会を増やしていく必要があります。
- ◆アンケート結果から、「市の文化、歴史・芸術の継承、紹介」「市の自然・歴史・文化の学習」に対する要望が低く、重要性への理解を求める必要があります。
- ◆アンケート結果から、小中学校の教育において、力を入れてほしいと思うものについて、「地域の自然や文化、人と触れあい、自分の住んでいる地域について知るようになる」は1割程度と、低くなっています。

【主な取組】

- 身近な自然や歴史、文化に親しむことにより、自分が住む地域のことをよく知り、大切に作る心を育て、豊かな人間性を育むとともに、社会の一員としての自覚を養います。
- 小学生の阿波踊りの習得、中学校でのベートーヴェン「第九」交響曲の学習を進めます。
- 「なると第九」については、「第九」アジア初演の地であるという歴史的背景や郷土の友愛の歴史を学ぶことにより、「第九」に親しみ、郷土の誇りとして後世に引き継ぐことができるよう、幼稚園、小学校、中学校と各発達段階に応じた学習を進めます。
- 生涯学習まちづくり出前講座や各種学級等を通じた、郷土への誇りと愛着を育てる教育の推進に努めます。

【成果目標・成果指標】

◎市に愛着があると回答する市民の割合を増やします。

6 まちぐるみの教育の推進

(1) 鳴門の学校づくり計画の推進

施策① 鳴門の学校づくり計画の推進

子どもたちが将来にわたって質の高い教育を受けることができるよう、学校のあり方について引き続き検討を進めます。

【現状】

- 鳴門の学校づくり計画（平成20年5月）に基づき、学校の再編を進めてきました。
- 鳴門の学校づくり計画に示された、再編計画（短期・中期）の一部実施により、平成27年5月現在、5中学校1分校、17小学校（うち3校休校）、17幼稚園（うち4園休園）となっています。
- 少子化の進行により子どもが減少しており、平成27年度は鳴門東小学校が新たに複式学級となっています。
- 鳴門の学校づくり計画における校区の見直しや指定校変更基準の見直しにより、里浦小学校、大津西小学校では適正規模化を進めています。

【課題】

- ◆小規模化が進む学校では、子ども同士で切磋琢磨する機会が減少し、人間関係の固定化、集団生活や部活動等の多様な教育活動が成立しにくいなどの課題があります。
- ◆鳴門の学校づくり計画で目標とした再編計画について、現在の各学校の状況や保護者の意見等を踏まえ再検討する必要があります。
- ◆さらに少子化が進むと予想されることから、各学校施設の状況や、児童生徒数、通学距離や小中一貫教育との関連等、他面的な検討が求められます。
- ◆幼稚園については、小学校との併設という鳴門市独自の方式により、就学前教育と子育て支援に貢献してきましたが、子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、就学前教育における公立幼稚園の果たすべき役割について再検討が必要です。
- ◆アンケート結果から、「学校再編を進めた方がよい」が69.2%、「小規模校となっても、現在のままの学校数、学校配置でよい」が23.9%となっていますが、再編方法についての意見は分かれています。
- ◆アンケート結果から、幼稚園の再編について、幼稚園保護者の過半数が何らかの方針で再編を進めた方がよいと回答していますが、「幼稚園の再編は少人数園となっても小学校と一体として考えた方がよい」という意見も4割あります。

【主な取組】

- 子どもたちが将来にわたってより質の高い教育を受けることができる計画とするよう、保護者や学校への理解を求めながら、鳴門の学校づくり計画の見直しを行います。
- 公立幼稚園の再編については、私立保育所等の認定こども園への移行状況や将来的な幼児数の見込み、また保護者や有識者の意見も踏まえながら、市全体の就学前教育・保育という視点で公立幼稚園のあり方について、検討を進めます。

【成果目標・成果指標】

- ◎新たな鳴門の学校づくり計画（平成29年度～）を策定します。
- ◎就学前教育・保育における公立幼稚園のあり方を検討します。

(2) 開かれた学校づくりの推進

<p>施策① 開かれた学校づくりの推進</p>
<p>地域に開かれた学校づくりを進めるため、学校運営の透明性を確保し、保護者や地域住民の意向を把握し、それを反映した教育活動に努めます。</p>
<p>【現状】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●すべての幼稚園、小学校、中学校に学校評議員制度を導入しています。 ●学校評価・鳴門プランを導入し、自己評価・学校関係者評価を実施し、評価の結果は、学校での説明会や学校ウェブサイト等を通じて公開されています。
<p>【課題】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆学校評価システムや学校評議員制度の効果的な運用を図り、内容や改善方法を広く周知していく必要があります。 ◆保護者や地域住民等、多様な人材が学校運営に積極的に参加していくことが求められます。 ◆アンケート結果から、「鳴門市の教育についての情報を何で知るか」について、学校からの通知文書や市の広報が7割強となっており、教育情報の提供方法を検討する必要があります。
<p>【主な取組】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■学校からの情報発信を充実し、開かれた学校づくりの推進のため、保護者や地域との交流を推進します。 ■学校評議員制度を通じて学校評価等を進め、教育活動を点検し運用体制の改善と教育活動の充実を図ります。 ■教育活動その他の学校運営について積極的に情報を提供するとともに、自己評価及び学校関係者による評価を実施し、結果の公表と説明に努め、組織的継続的に教育活動の改善を図ります。 ■開かれた学校づくりを推進するため、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民が参画できるコミュニティ・スクール^(注10)の研究を行います。
<p>【成果目標・成果指標】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◎学校評議員制度の認知度の向上、活動の充実を図ります。 ◎インターネット等を通じた学校の情報提供の充実を図ります。

(注 10) コミュニティ・スクール(学校運営協議会)は、学校と保護者や地域住民が参画し、学校運営に意見を反映させ、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

(3) まちぐるみで取り組む教育の推進

施策① まちぐるみで取り組む教育の推進

学校や地域の教育活動がより円滑なものとなるよう、家庭や学校、地域と連携・協働しながら、教育制度の改善や教育のネットワークづくりを推進します。

【現状】

- 完全学校週5日制の導入から、10年以上が経過し、学校や児童生徒に定着しています。
- 市内のすべての幼稚園、小中学校で平成17年から二学期制を導入し、秋休みの廃止等の改善を加えながら実施しています。
- 中学校においては、学力の向上を目的に、夏休み期間を1週間短縮しています。
- 各学校では、多様化する教育ニーズに対応するため、授業時数の確保のための様々な工夫がなされています。
- 少人数学級に取り組んでおり、1学級あたりの人数は、幼稚園で30人以下、小学校1年生～中学校1年生が35人以下、中学校2、3年生が40人以下を学級編成基準としています。

【課題】

- ◆二学期制導入から10年が経過しており、学校現場や家庭でも定着がみられるものの、二学期制の目的や効果について再評価が必要です。
- ◆多様化する教育ニーズに応えるため、各学校で授業時数の確保に向けた取組が求められます。
- ◆アンケート結果から、子どもの学力向上や規則正しい生活のために土曜授業実施を望む保護者が半数を超えており、土曜授業のあり方について検討する必要があります。
- ◆アンケート結果から、保護者の少人数学級を支持する意見が多くなっています。

【主な取組】

- 学校や保護者、地域の意見をうかがいながら、学期制度のあり方や授業時数の確保のための取組、土曜授業の実施を検討します。
- 今後も県と連携して少人数学級を推進します。
- 学校や地域の教育活動を支援するため、地域の人材や資源等を生かすことができるネットワークづくりを検討します。

【成果目標・成果指標】

- ◎二学期制、土曜授業、夏季休業日の短縮、少人数学級等の検討や検証を行います。

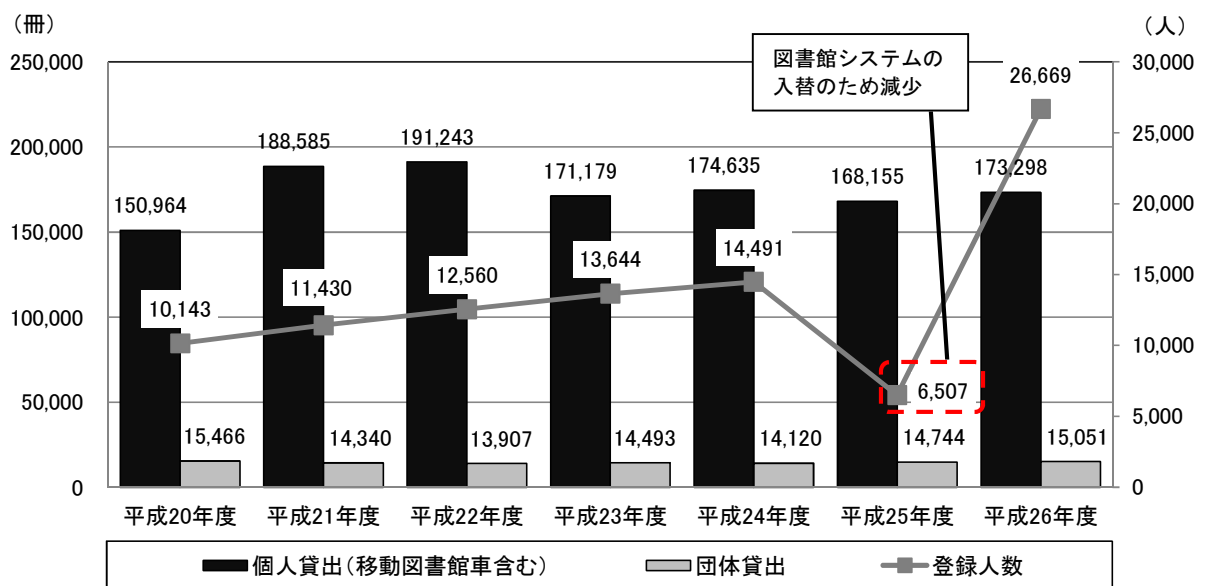
資料編

1 社会教育に関する現状データ

(1) 鳴門市立図書館

■鳴門市立図書館の利用状況

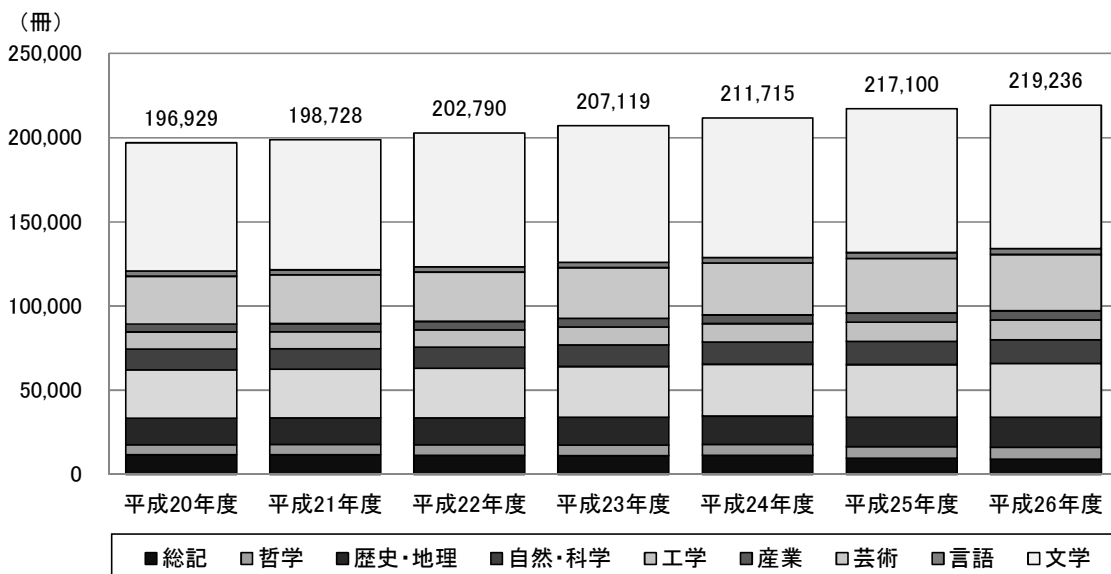
鳴門市立図書館の利用状況を見ると、登録人数が平成 25 年度に大きく減少していますが、これは図書館システム入替により、登録人数が再度 1 からになったためです。個人貸出冊数については、平成 22 年度以降減少傾向にありましたが、平成 26 年度には再び増加し、173,298 冊となっています。団体貸出冊数については、毎年度 14,000 冊前後で推移しています。



資料：鳴門市教育委員会

■鳴門市立図書館の蔵書数

鳴門市立図書館の蔵書数をみると、年々増加しており、平成 26 年度には 219,236 冊となっています。分類別にみると、文学がもっとも多く、次いで芸術（絵本紙芝居を含む）となっています。

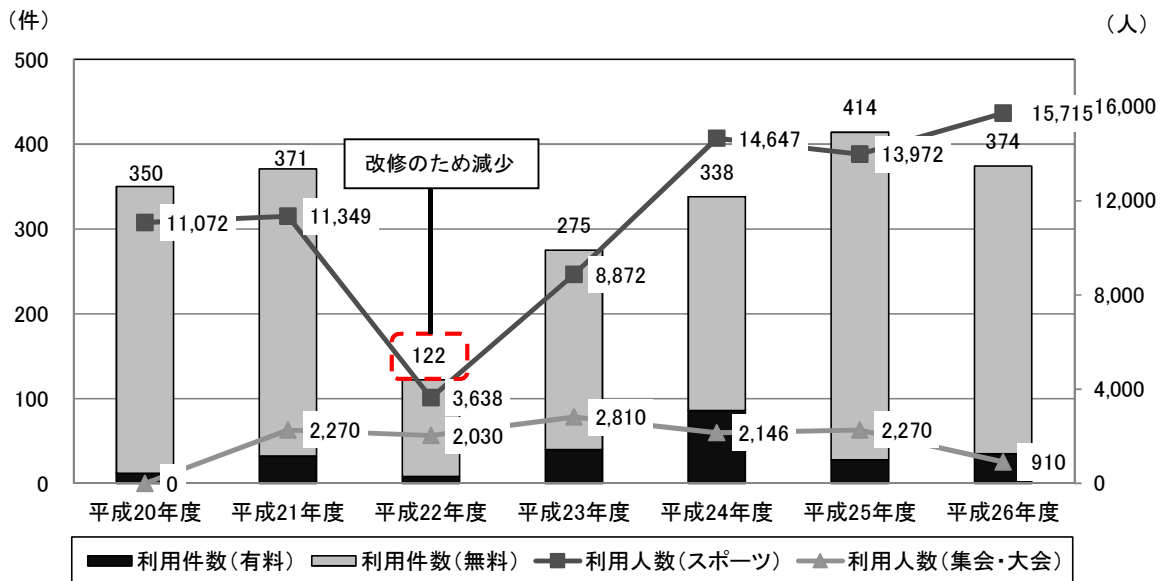


資料：鳴門市教育委員会

(2) 会館等の教育施設

■市民会館の利用状況

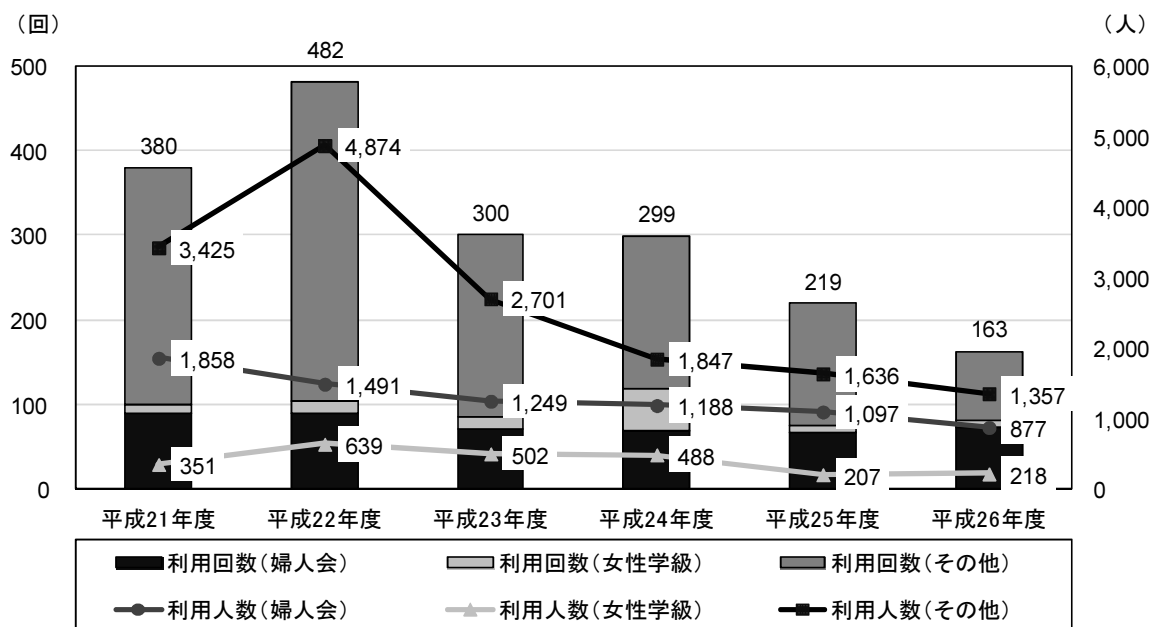
市民会館の利用状況を見ると、利用件数が平成22年度に大きく減少していますが、これは改修により使用できない期間があったためです。その後、平成25年度までは増加していましたが、平成26年度には減少し、374件となっています。スポーツ利用人数については、平成22年度以降増加傾向にあります。集会・大会利用人数については、平成21年度以降2,000人前後で推移していましたが、平成26年度には大きく減少し、910人となっています。



資料：鳴門市教育委員会

■婦人会館の利用状況

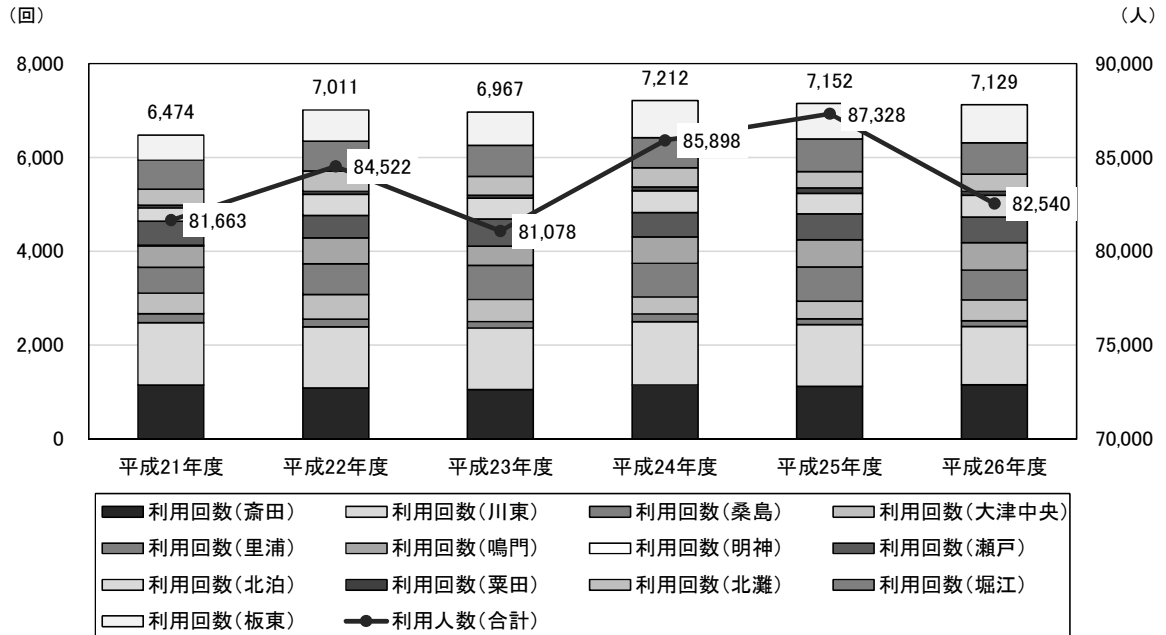
婦人会館の利用状況を見ると、利用回数は平成22年度以降減少しており、平成26年度には163回となっています。利用人数についても、平成22年度以降減少していましたが、女性学級は平成26年度に若干増加し、218人となっています。



資料：鳴門市教育委員会

■公民館の利用状況

公民館の利用状況をみると、全体の利用回数は微増微減を繰り返しており、平成 26 年度には 7,129 回となっています。地域別にみると、川東がもっとも多く、次いで齋田となっています。利用人数の合計については、平成 23 年度以降増加していましたが、平成 26 年度には再び減少し、82,540 人となっています。



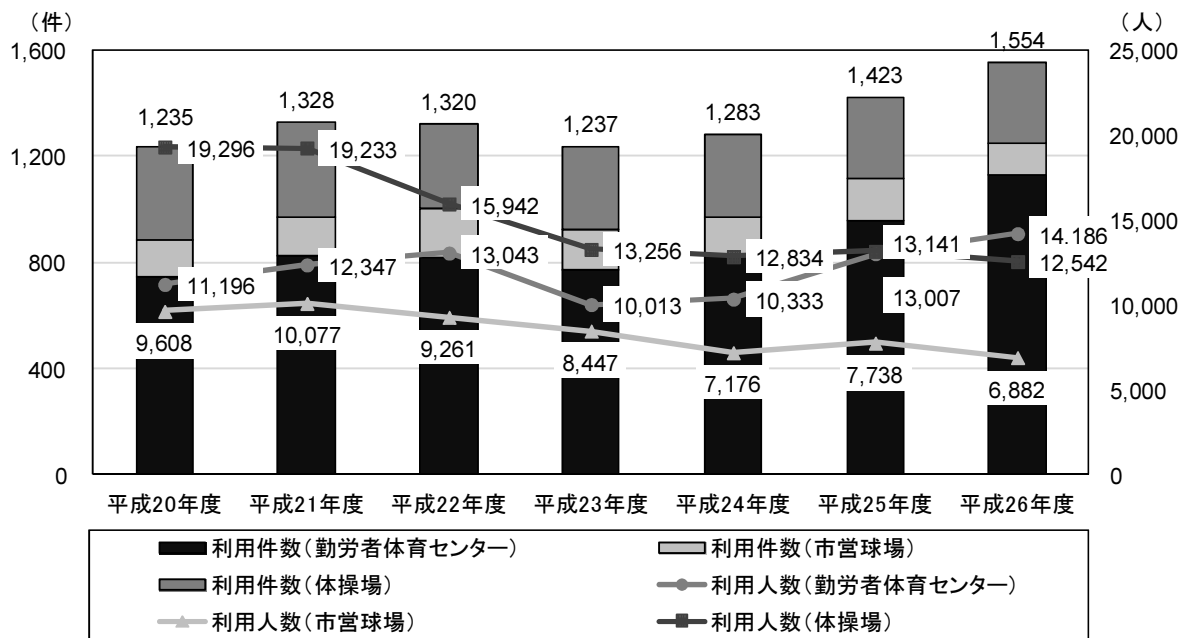
※明神は平成 21 年 6 月閉館（榎木は平成 20 年 3 月閉館）

資料：鳴門市教育委員会

2 社会体育に関する現状データ

(1) 体育施設

体育施設の利用状況をみると、全体の利用件数は平成 23 年度以降増加しており、平成 26 年度には 1,554 件となっています。施設別にみると、勤労者体育センターの利用件数が増え、利用人数についても、平成 25 年度までは体操場がもっとも多くなっていましたが、平成 26 年度には勤労者体育センターの利用人数が上回り、14,186 人となっています。



資料：鳴門市教育委員会

(2) スポーツ少年団

スポーツ少年団の状況をみると、平成 26 年度には団数が 1 つ減少していますが、登録人数は指導者、団員ともに微増しています。

年度	団数 (団)	登録人数 (人)		実施種目
		指導者	団員	
平成 24 年度	37	149	629	サッカー 野球
平成 25 年度	38	139	582	バレーボール ミニバスケット
平成 26 年度	37	144	586	陸上 剣道 卓球 少林寺拳法

資料：鳴門市スポーツ推進計画

(3) スポーツ大会等

■子ども・青少年

子ども・青少年のスポーツ大会等の状況をみると、鳴門クロスカントリーについては、中学生・高校生は年度によって増減がありますが、小学生は年々減少しています。スポーツ少年団駅伝競走大会については、参加団数は減少傾向にあります。

年度	鳴門クロスカントリー			スポーツ少年団 駅伝競走大会	
	小学生 (人)	中学生 (人)	高校生 (人)	団数 (団)	小学生 (人)
平成 23 年度	357	34	33	15	194
平成 24 年度	303	54	43	18	231
平成 25 年度	266	22	52	16	179
平成 26 年度	226	53	40	13	186

資料：鳴門市スポーツ推進計画

■成人

成人のスポーツ大会等の状況をみると、鳴門クロスカントリーについては、年々大きく減少しています。鳴門市チャレンジデーについては、参加者数は年度によって増減がありますが、平成 26 年度は増加し、33,681 人となっています。

年度	鳴門クロス カントリー	鳴門市チャレンジデー		
	参加者数 (人)	参加者数 (人)	イベント数 (件)	参加率 (%)
平成 23 年度	150	35,176	25	56.3
平成 24 年度	108	38,212	37	61.7
平成 25 年度	83	22,845	39	36.9
平成 26 年度	49	33,681	33	54.9

資料：鳴門市スポーツ推進計画

(4) 顕彰等

■子ども・青少年

子ども・青少年の顕彰等の状況をみると、鳴門市教育委員会表彰については、年度によって増減がありますが、鳴門市体育協会表彰については、小学生・中学生・高校生のすべてにおいて減少傾向にあります。

年度	鳴門市教育委員会表彰		鳴門市体育協会表彰 (優秀者・奨励者)			鳴門市 スポーツ 少年団表彰
	小学生 (人)	中学生 (人)	小学生 (人)	中学生 (人)	高校生 (人)	小学生 (人)
平成 23 年度	3	2	48	3	18	32
平成 24 年度	7	—	46	1	14	2
平成 25 年度	2	4	28	6	14	4
平成 26 年度	2	19	3	5	1	2

資料：鳴門市スポーツ推進計画

■成人

成人の顕彰等の状況をみると、功労者表彰については増加傾向にあり、平成 26 年度には 7 人となっています。優秀者表彰・奨励者表彰・優秀者特別表彰は減少傾向にあります。

年度	鳴門市体育協会表彰			
	功労者表彰 (人)	優秀者表彰 (人)	奨励者表彰 (人)	優秀者 特別表彰 (人)
平成 23 年度	5	15	2	—
平成 24 年度	4	10	6	3
平成 25 年度	4	22	1	—
平成 26 年度	7	18	1	—

資料：鳴門市スポーツ推進計画

3 文化財保護に関する現状データ

(1) 市内の指定文化財

■国指定文化財

国指定文化財の状況を見ると、名勝鳴門をはじめ、7つの文化財が指定されています。

	種別	名称	所在地
1	名勝	鳴門	鳴門町土佐泊浦
2	重要文化財彫刻	木造阿弥陀如来坐像	大麻町桧
3	重要文化財彫刻	木造弥勒菩薩坐像	大麻町大谷
4	重要文化財建造物	福永家住宅	鳴門町高島
5	重要文化財建造物	宇志比古神社本殿	大麻町大谷
6	重要有形民俗文化財	鳴門の製塩用具	撫養町南浜
7	重要無形民俗文化財	阿波人形浄瑠璃	鳴門市ほか6市町村

資料：鳴門市教育委員会

■県指定文化財

県指定文化財の状況を見ると、天然記念物の飛鳥のイブキ群落をはじめ、15の文化財が指定されています。

	種別	名称	所在地
1	天然記念物	飛鳥のイブキ群落	鳴門町土佐泊浦
2	有形文化財絵画	絹本着色千手観音像	撫養町斎田
3	有形文化財絵画	絹本着色阿弥陀尊来迎図	大麻町大谷
4	有形文化財絵画	絹本着色両界曼陀羅	大麻町桧
5	有形文化財彫刻	木造薬師如来座像	里浦町里浦
6	有形文化財彫刻	阿波人形浄瑠璃人形頭別師頭	撫養町林崎
7	有形文化財彫刻	阿波人形浄瑠璃人形頭娘頭	撫養町林崎
8	有形文化財歴史資料	板東俘虜収容所関係資料	大麻町桧
9	史跡	池谷宝幢寺古墳	大麻町池谷
10	史跡	鳴門市森崎の貝塚	大麻町大谷
11	史跡	天河別神社古墳群	大麻町池谷
12	史跡	大代古墳	大津町大代
13	史跡	ドイツ橋	大麻町板東
14	史跡	ドイツ兵の慰霊碑	大麻町桧
15	無形民俗文化財	宇佐八幡神社のお御供	撫養町黒崎

資料：鳴門市教育委員会

■市指定文化財

市指定文化財の状況を見ると、有形文化財絵画の絹本著色伝唐筆涅槃図をはじめ、54の文化財が指定されています。

	種別	名称	所在地
1	有形文化財絵画	絹本著色伝唐筆涅槃図	瀬戸町北泊
2	有形文化財絵画	柿本人麻呂画像	里浦町里浦
3	有形文化財絵画	近江八景の絵馬	撫養町黒崎
4	有形文化財絵画	近江のお兼の絵馬	撫養町黒崎
5	有形文化財絵画	桑島八幡神社の大絵馬	撫養町大桑島
6	有形文化財彫刻	木造十一面観音立像	撫養町小桑島
7	有形文化財彫刻	木造阿弥陀如来坐像	撫養町小桑島
8	有形文化財彫刻	木造阿弥陀如来立像	撫養町岡崎
9	有形文化財工芸品	貞和在銘の石灯籠	撫養町北浜
10	有形文化財工芸品	中山焼	撫養町北浜
11	有形文化財古文書	塩田開起録	撫養町黒崎
12	有形文化財古文書	塩田開起の制礼	撫養町黒崎
13	有形文化財古文書	紙本墨書駅路寺文書	撫養町木津
14	有形文化財古文書	声明集	撫養町斎田
15	有形文化財古文書	瑞龍志	撫養町斎田
16	有形文化財古文書	紙本墨書浜方証文	鳴門町三ツ石
17	有形文化財古文書	紙本墨書天草の乱下知状	撫養町北浜
18	有形文化財古文書	板東古地図	大麻町板東
19	有形文化財古文書	板東古地図	大麻町板東
20	有形文化財古文書	撫養古地図	鳴門町高島
21	有形文化財古文書	納田古記録	大麻町大谷
22	有形文化財古文書	瑞龍俗志	撫養町斎田
23	有形文化財古文書	林崎古地図	撫養町南浜
24	有形文化財古文書	鳴門戸辺集	瀬戸町北泊
25	有形文化財古文書	鳴門戸辺集	鳴門町高島
26	有形文化財古文書	鳴門古地図	瀬戸町北泊
27	有形文化財古文書	戸辺集	撫養町南浜
28	有形文化財古文書	北灘古地図	瀬戸町北泊
29	有形文化財古文書	長谷川貞恒新浜築立証文	撫養町大桑島
30	有形文化財古文書	足袋縫職請書	大麻町板東
31	有形文化財歴史資料	わんわん凧(鳴門大凧)ガラス乾板	撫養町大桑島
32	史跡	木津城跡	撫養町木津
33	史跡	土佐泊城跡	鳴門町土佐泊浦
34	史跡	岡崎城跡	撫養町林崎
35	史跡	紀貫之の遺跡	鳴門町土佐泊浦
36	史跡	えびす山	撫養町大桑島
37	史跡	大谷の藩窯跡	大麻町大谷
38	史跡	萬七の墓	大麻町大谷

■市指定文化財：続き

	種別	名称	所在地
39	無形民俗文化財	葛城神社のねり	北灘町栗田
40	無形民俗文化財	松村の神踊り	大麻町松村
41	無形民俗文化財	わんわん凧(鳴門大凧)の製作・飛翔技術	鳴門市
42	無形民俗文化財	十二神社のねり	里浦町里浦
43	天然記念物	鬼骨寺のイブキ	北灘町折野
44	天然記念物	極楽寺の大杉	大麻町桧
45	天然記念物	オニバス	撫養町斎田
46	天然記念物	オニバス	大麻町姫田
47	天然記念物	岩つきのウバメガシ	里浦町里浦
48	天然記念物	市杵島姫神社の大ウバメガシ	撫養町南浜
49	天然記念物	葛城神社暖地性植物群落	北灘町栗田
50	天然記念物	長谷寺のオハツキイチョウ	撫養町木津
51	天然記念物	大麻比古神社のクスノキ	大麻町板東
52	天然記念物	大谷川のゲンジボタル	大麻町大谷
53	天然記念物	春日神社のスダジイ林	大麻町萩原
54	天然記念物	八幡神社のクスノキ 2 樹	大麻町津慈

資料：鳴門市教育委員会

■国登録有形文化財

国登録有形文化財の状況を見ると、本家松浦酒造場長屋門をはじめ、22 の文化財が登録されています。

	種別	名称	所在地
1	有形文化財	本家松浦酒造場長屋門	大麻町池谷
2	有形文化財	本家松浦酒造場東酒蔵	大麻町池谷
3	有形文化財	本家松浦酒造場仲酒蔵	大麻町池谷
4	有形文化財	本家松浦酒造場西酒蔵	大麻町池谷
5	有形文化財	本家松浦酒造場精米蔵	大麻町池谷
6	有形文化財	大谷焼元山窯	大麻町大谷
7	有形文化財	大谷焼元山窯水簸場	大麻町大谷
8	有形文化財	大谷焼森窯登窯	大麻町大谷
9	有形文化財	大谷焼大西窯登窯	大麻町大谷
10	有形文化財	大谷焼大西窯石垣	大麻町大谷
11	有形文化財	船本家牧舎（旧富田畜産部牧舎）	大麻町桧
12	有形文化財	安藝家バラッケ（旧板東俘虜収容所）	大麻町桧
13	有形文化財	柿本家バラッケ（旧板東俘虜収容所）	大麻町桧
14	有形文化財	多智花家住宅主屋	撫養町斎田
15	有形文化財	多智花家住宅土蔵	撫養町斎田
16	有形文化財	多智花家住宅正門	撫養町斎田

■国登録有形文化財：続き

	種別	名称	所在地
17	有形文化財	花乃春酒造精米蔵	撫養町斎田
18	有形文化財	花乃春酒造仕込蔵	撫養町斎田
19	有形文化財	花乃春酒造瓶詰蔵	撫養町斎田
20	有形文化財	三井翠松園別館	瀬戸町室
21	有形文化財	近藤家住宅主屋	大麻町板東
22	有形文化財	炭米穀店店舗兼主屋	撫養町南浜

資料：鳴門市教育委員会

4 計画策定経過

年月日	内容
平成 26 年度	
平成 26 年 12 月 22 日 ～平成 27 年 1 月 9 日	鳴門市教育振興計画策定のためのアンケート調査 (幼稚園年長、小 2、小 5、中 2 保護者対象)
平成 27 年 2 月 12 日	平成 26 年度第 1 回教育振興計画審議会開催 教育振興計画の策定を教育振興計画審議会へ諮問
平成 27 年 3 月	鳴門市教育振興計画策定のためのアンケート調査とりまとめ
平成 27 年度	
平成 27 年 6 月 12 日	平成 27 年度第 1 回教育振興計画審議会開催
平成 27 年 7 月 9 日	平成 27 年度第 2 回教育振興計画審議会開催
平成 27 年 8 月 5 日	平成 27 年度第 3 回教育振興計画審議会開催
平成 27 年 10 月 22 日	平成 27 年度第 4 回教育振興計画審議会開催
平成 27 年 11 月 26 日	平成 27 年度第 5 回教育振興計画審議会開催
平成 27 年 11 月 30 日 ～12 月 13 日	パブリックコメント事前周知
平成 27 年 12 月 10 日	第二期鳴門市教育振興計画（素案）説明会 会場：第一中学校体育館
平成 27 年 12 月 11 日	第二期鳴門市教育振興計画（素案）説明会 会場：鳴門中学校体育館
平成 27 年 12 月 14 日	パブリックコメント開始
平成 27 年 12 月 15 日	第二期鳴門市教育振興計画（素案）説明会 会場：第二中学校体育館
平成 27 年 12 月 17 日	第二期鳴門市教育振興計画（素案）説明会 会場：瀬戸中学校体育館
平成 27 年 12 月 22 日	第二期鳴門市教育振興計画（素案）説明会 会場：大麻中学校体育館
平成 28 年 1 月 13 日	パブリックコメント終了
平成 28 年 2 月 9 日	平成 27 年度第 6 回教育振興計画審議会開催 第二期鳴門市教育振興計画（案）を審議会より答申
平成 28 年 3 月 8 日	第二期鳴門市教育振興計画を議決
平成 28 年 3 月 9 日	第二期鳴門市教育振興計画を策定

5 諮問・答申

鳴教学第 84 号
平成 27 年 2 月 12 日

鳴門市教育振興計画審議会会長 様

鳴門市教育委員会

鳴門市教育振興計画について（諮問）

本市においては、常に子どもたちの視点に立ち、優しさと思いやり、たくましさ、郷土への愛着心を育む教育や、市民のだれもが生きがいのある人生を送ることができる生涯学習社会の実現を図るため、鳴門市の教育振興のための施策に関する基本的な計画である、「鳴門市教育振興計画」を策定し、この計画に沿ってさまざまな取組を進めてまいりました。

現行計画策定から、今日までの間に生じた、社会情勢や教育環境をめぐる変化に適切に対応するとともに、本市の教育行政に関して新たに生じた課題に対応すべく、平成 28 年度を初年度とする、新たな計画を策定する必要があることから、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づく、鳴門市教育振興計画の策定について、鳴門市附属機関設置条例（平成 25 年条例第 2 号）に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成 28 年 2 月 9 日

鳴門市教育委員会 様

鳴門市教育振興計画審議会
会 長 阪根健二

鳴門市教育振興計画策定について（答申）

平成 27 年 2 月 12 日付で当審議会に諮問されました鳴門市教育振興計画策定について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり「第二期鳴門市教育振興計画（案）」を取りまとめましたので、答申いたします。

計画の推進にあたっては、基本理念「ともに学び 育ち合う 共育きょういくのまち鳴門」の実現に向けて、下記の事項に留意し、取り組まれますよう要望します。

記

- 1 本計画の基本理念、基本目標等については、あらゆる機会を捉えて広く市民に周知を行い、教育に関する課題や目標を市民と共有し、全市をあげて教育振興を図る体制づくりに努められたい。
- 2 基本理念に基づく諸施策の実施にあたっては、常に事業の優先度を考慮しながら効率的、重点的、計画的な事業の実施に努めるとともに、施策の効果検証を行い、適切な時期に見直しを図られたい。
- 3 当審議会の審議課程において、各委員から述べられた意見・要望については、計画の実施段階において十分配慮された上で、教育の振興を図られたい。

6 鳴門市教育振興計画審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市附属機関設置条例（平成25年鳴門市条例第2号）第11条の規定に基づき、鳴門市教育振興計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第5条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会学校教育課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月15日から施行する。

7 鳴門市教育振興計画審議会委員一覧

<50音順 敬称略 平成27年2月12日～平成28年2月9日>

	氏名	所属・役職	備考
1	池内 誠一 (藤原 陽一)	鳴門市幼小中PTA連合会会長	
2	大岩 賢一 (森脇 謙一)	鳴門市体育協会会長	
3	木下 覺 (西田 素康)	鳴門市文化財保護審議会副委員長 (鳴門市文化財保護審議会委員長)	
4	木村 直子	鳴門教育大学准教授	
5	阪根 健二	鳴門教育大学教授	会長
6	先田 仁美 (池内 誠)	鳴門市幼小中PTA連合会小学校部会長	
7	佐藤 誠二	鳴門市保育所保護者会連合会会長	
8	大黒 三義	鳴門市自治振興連合会副会長	
9	高田 智博 (佐藤 翔吾)	鳴門市幼小中PTA連合会幼稚園部会長	
10	多智 花亨	鳴門市社会福祉協議会会長	
11	鍋島 治秀 (中川 正幸)	鳴門市人権教育推進協議会会長	
12	西川 寛	鳴門市民生委員児童委員協議会児童福祉部 会長	
13	延本 義則	公募委員	
14	藤井 利崇	鳴門市幼小中PTA連合会中学校部会長	
15	矢金 満	鳴門市公民館連絡協議会会長	
16	矢野 壽美子	鳴門市婦人連合会会長	
17	山田 高之	鳴門教育大学大学院生	
18	山本 哲生	四国大学准教授	副会長

※ () 内は所属団体の役員改選等により交代した前任者

8 パブリックコメント結果

(1) 募集結果

① 募集期間

平成 27 年 12 月 14 日（月）から平成 28 年 1 月 13 日（水）

② 意見等提出者数

3 人

③ 提出件数

6 件

④ 提出方法内訳

郵便 0 通、FAX 0 通、E-mail 3 通、直接持参 0 通

⑤ 意見等の反映状況

項目	件数
A 意見等を計画等に反映するもの	0 件
B 意見等が既に反映されているもの	3 件
C 意見等を今後の参考とするもの	3 件
D 意見等を反映する見込みのないもの	0 件

(2) 意見等の分類

項目	件数
計画全体	1 件
第 3 章 1 「基本理念」	1 件
第 4 章 1 「特色ある教育の推進」	2 件
第 4 章 2 「自ら学ぶ力を育む教育の推進」	2 件

第二期鳴門市教育振興計画

発行年月：平成 28 年 3 月

発行編集：鳴門市教育委員会

〒772-0003

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 31-36

T E L : 088-686-8802

F A X : 088-686-8793
